

# 継続性の原則の本質

——商法の立場から——

- 一 序
  - 二 継続性の原則の必要性と商法計算規定の目的
  - 三 会計処理方法の選択
  - 三 継続性の変更と「正当な理由」
    - (1) 正当な理由
    - (2) 継続性の変更の実態
    - (3) 小括
  - 四 「公正ナル会計慣行」と企業会計原則
  - 五 継続性の原則違反の法的効果
- 結語

島  
原  
宏  
明

序

企業会計原則を中心とする会計理論上、継続性の原則は、正規の簿記の原則と共に企業会計の目的たる真実性の原則を支えるものとして位置付けられている。この継続性の原則は、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択が認められる場合に、ひとたびどれかを選択したならば、原則としてそれを継続して適用することを求めるものである。

わが国の現行企業会計原則は、「第一 一般原則」の五の「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」という規定と、注解注3により、この原則を明らかにしている。また、証券取引法の下部規定となる「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表規則）」五条一項は、その柱書において「法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならず、三号により「当該会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。」と規定して、継続性の原則を謳っている。

この原則における変更の許容は、ある適正な方法から別の適正な方法に変更する場合についてのみ問題とされる<sup>1)</sup>。不適正な方法から適正な方法への変更は当然に行われなければならないものであり、逆に適正な方法から不適正な方法への変更や、不適正な方法から別の不適正な方法への変更が許されないことはいうまでもないことであるからである。

このように証券取引法会計の分野で継続性の原則が認められることは疑う余地のないところであるのに対して、この原則が商法上も認められているか否かという問題は、長期間にわたって議論の対象となっている。この論争

は昭和三七年の商法改正以来、昭和四四年の企業会計原則修正案の公表、昭和四九年の商法改正および昭和五六年の商法改正と、それぞれの時期の前後において、活発に行われてきており、企業会計原則と商法という二つの規範の関係をめぐる種々の議論の中でも、もつとも大きなテーマとなっているのである。

これらの立法等の際の経緯と学説の展開については、既に別稿<sup>(2)</sup>にて、詳細に考察したところであるが、その検討の結果明らかになったのは、この議論の理論的な根幹が、企業会計原則と商法という二つの規範の関係にあるということと並んで、期間損益計算に内在する理論的要請、ないしは、それに付随する政策的要請としての継続性の原則を模索する会計理論と、会計理論通りの企業会計制度に抵抗する経済界の要望との対立が、商法に、継続性の原則についての明文規定が存在しないという現状につながっているという、きわめて現実的な事実であった。すなわちその経緯からみる限り、実務との妥協のために、立法による決着を避けて、意図的にあいまいさを残すという立法を繰り返してきたともいえるのであって、会計理論と会計実務の間の相克が、広範な適用対象と、強制力の裏付けとしてのサンクションを有する商法という体系の場に持ち込まれたものといえる。

このような理由から、いくたびもの商法改正が行われながらも、決め手となる明文規定を設けることができなかったため、関係する条文の文言は、それぞれのよって立つ立場によって、異なった読み方が可能となり、現在もなお条文の文言解釈からは決定的な解答を導き出すことができない。しかしながら肯定説の根拠となりうる規定を順次立法化してきたことにより、この論争に加わる者を肯定的な立場に向けて導いてきたという方向性はみることができるといえる。

このような現実的な背景を別にしても、継続性の原則と商法の関係を理論的に論ずることは、これが会計規範と法規範という二つの社会規範の交錯する具体的な場面を対象としたテーマである以上、現在においても大きな意義がある。そこで本稿では、継続性の原則に対する否定説の理論上の根拠を整理し、その各論点に対する検討

を通じて、商法における継続性の原則の意義を理論上明らかにしていくこととする。

継続性の原則と商法の計算規定の問題についての総論的次元における否定説の根拠は、以下のように整理することができる。

- (1) 継続性の原則は財務諸表（計算書類）<sup>(3)</sup>の比較可能性の確保のためにのみ必要とされるのであって、配当可能利益の算定には関係がない。
  - (a) 期間損益計算においては継続性の原則が必要不可欠であるとしても、昭和三七年改正商法は、期間損益計算を採用することを許容しただけであって、これを強制しているわけではないから、（少なくとも）<sup>(4)</sup>財産法的会計を行う場合には必要がない。
  - (b) 継続性の原則は利益操作の防止のためにも必要だという者もあるが、利益操作の防止は比較可能性を守るためであって両者は一致する<sup>(5)</sup>。
  - (c) 商法上も継続性の原則をまったく無視してよいというわけではないのであるが、比較可能性は注記に<sup>(6)</sup>よりカバーされれば、それで十分である。
  - (2) 商法の計算規定は、株主と会社債権者の利益調整という商法の役割の中で、債権者にとって唯一の担保となる会社財産の過大な社外流出を防ぐための配当可能利益の算定にある。
  - (a) 開示目的は存在しないか、副次的なものにすぎない<sup>(7)</sup>。
  - (b) その配当可能利益の算定は、財産法的な時点利益に基づくものであるから、商法に継続性の原則は必要とされない<sup>(8)</sup>。
- 次に、条文解釈上の問題、およびその他の各論的な面については以下のように整理することができる。
- (3) 企業会計原則は、商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」そのものではなく、少なくとも継続性の原則

はこれに当たらない。<sup>(9)</sup>

(4) 継続性の原則は、適法な会計処理方法から別の適法な会計処理方法への変更の場合にだけ問題になるのであるから、そのような変更が違法になるはずはない。<sup>(10)</sup>

(5) 企業会計原則注解注3の「正当な理由」が不明確であるため、サンクションを伴う法的規制とすれば、法的安定性を欠くことになる。<sup>(11)</sup>

(6) 昭和五六年改正は、継続性の原則を商法上に監査の問題として受け入れたものであって、継続性の原則に反したとしても、決算が違法になつたり、大会社の計算書類の確定を取締役会の承認ではできないこととなり株主総会の承認が必要になるといふような効果がでるわけではない。<sup>(12)</sup>

(7) 継続性の原則は貨幣価値一定の公準を前提としているのであるから、インフレーション下やデフレーション下では、会計処理の方法を変更して、財務体質の改善を図るのは企業として当然である。<sup>(13)</sup>

#### 一 継続性の原則の必要性と商法計算規定の目的

1 財務諸表の比較可能性の確保が、継続性の原則の必要性の一つであることは疑いのないところであるが、正当とされる会計処理の原則相互間での変更についての問題である以上、これだけが継続性の原則の目的であり、配当可能利益を制限して会社財産の流出を防ぎ、その維持を図るという目的はないとするのが否定説の論拠の一つとなつて<sup>(14)</sup>いる。すなわち、配当可能利益の算定上、選択可能な方法が二つ以上認められていることは、いずれの方法を採っても債権者を害せず、会社財産の維持に支障がないことを示している<sup>(15)</sup>のである。その結果、継続性の原則は、比較可能性の維持だけを目的とするものであるところ、計算書類の表示を工夫すること

によって、比較可能性を維持することが可能であるから、その形でのみ継続性が認められれば足りるということになる。<sup>(16)</sup>

このような主張の根底には、商法の計算書類制度の主目的は配当可能利益の算定であって、株主以外の利害関係者に対する開示は副次的な目的に過ぎないという理解と、この配当規制は、財産法的な資産評価の思考から財産法的なテストと必然的に結びつくものであるという観念<sup>(17)</sup>とが存在する。<sup>(18)</sup>

これに対して、企業会計上、この継続性の原則が必要とされる理由には、①財務諸表の期間比較を保つためと、②利益操作の排除、適正な期間損益および配当可能利益の算定のための二つがあるとする意見が多数説といえる。すなわち、商法上、複数の会計処理の方法が認められているとしても、取締役が恣意的に相互間の変更を繰り返せば、会社の計算書類の比較可能性の機能が失われることになるが、このようなことは通常不当な利益操作の目的で行われるのであるから、継続性の原則には利益操作排除の機能も認められるとするのである。<sup>(19)</sup>さらには、期間比較性の確保の要請については注記によっても果たされるものであることからして、利益操作の排除こそが継続性の原則の主たる目的であるとする意見もある。<sup>(20)</sup>実際にも、監査実務上問題となるところの、あやしげな理由による会計方針の変更が非常に多く行われているという事実(後述)からすれば、もともと継続性の原則の狙いとするところは、財務諸表の期間比較性を確保することだけではなく、事実は何らの変化がなくても、企業の期間利益と、これを元にして算出される配当可能利益を操作することを防止するところに、より重大な意味があるものと考えられる。<sup>(21)</sup>

また、理論的にみれば、期間損益計算のプロセスは統一ある全体として観察し、その適切さの評価をなすべきであって、プロセス遂行上いわば各個の部品として採用された方法の一つ一つを切り離して観察すれば適法な方法であっても、その使用の仕方が全体として利益操作の目的に奉仕するべくプロセスに組み込まれたならば、こ

のような期間損益計算が違法性を帯びる可能性を否定することはできない。<sup>(22)</sup>

もつとも、期間比較性の確保を唯一の目的とする立場からは、継続性の原則によって防止される弊害として、利益操作の排除という問題があるが、利益操作の防止は期間比較性の確保を目的とするものであるとして、両者を同一視する見解もある<sup>(23)</sup>。しかし、現行商法の計算規定の構成からすれば、みだりに会計処理の原則や手続を変更することを許せば、利益操作に利用されることになり、その結果適正な期間損益計算が不可能になって、企業の経常収益力を正確につかむことができなくなると同時に、正しい配当可能利益の算定も不可能となるはずである<sup>(24)</sup>。具体的には、固定資産の減価償却を定額法で計算した場合と定率法で計算した場合は、当然に配当可能利益の基礎である企業の純資産額の多寡に影響がでてくるのであり、この両者間の変更により利益操作を行う場合が従来から問題となっていることを考えれば、この原則は配当規制についても重要性を有するものといえる<sup>(25)</sup>。したがって、仮に商法の計算規定が配当可能利益の算定のみを目的としているものであつたとしても、継続性の原則の存在理由を否定することはできない。

2 以上のような継続性の原則の必要性についての議論は、この原則が政策的なものであるという理解を前提としている。これに対して、期間損益計算の要素として位置付ける立場がある。たとえば、伊沢教授は、継続性の原則は損益を明らかにしようとする損益法を採用する限り、条理上当然に認められるものと表現される<sup>(26)</sup>。西原教授は、条文上には継続性の原則が明示されているわけではないが、根底では正規の簿記の原則を法律に取り入れている以上、この原則が商法上もあるものと解釈できるとされており、これも期間損益計算の要素として理解しているものと思われる<sup>(27)</sup>。

田中誠二博士は、①固定資産の評価についての（平成一四年改正前の）商法二八五条ノ三における「毎決算期」

に「相当ノ償却」を行うということは規則的な償却を予定しているから、継続的であることを当然に前提としていること、②(平成一四年改正前の)商法二八五条ノ二第二項によって低価法の採用が認められており、これは方法として採用できるということであつて、当然に継続が予定されていること、および③より原則的には貸借対照表真実の原則を生かすために損益法に移行するというのが昭和三七年改正の目的である以上、その立法目的からして、継続性の原則が認められないと、その目的が達せられないことを理由に、条理ないしは自然法的に認められる貸借対照表真実の原則を貫くためには、継続性の原則をある範囲において伴うことが必要である(これは損益法において特に程度が高いのであるが、財産法の場合にもある程度必要とされる)と説明されている<sup>(28)</sup>。

崎田教授は、昭和三七年改正は、期間損益計算一般の建前を導入して、その建前に原則的には立ったのであるから、一般的に継続性の原則が認められているのであり、合理的な場合にだけ変更を認めたものであるとして、(平成一四年改正前の)商法二八五条ノ三における「相当ノ償却」の「相当ノ」というところに継続性の原則そのものの趣旨が表されているとされ、鈴木竹雄博士も、方向としてはこれを肯定される<sup>(29)</sup>。

この点について、否定説の論者は、昭和三七年の商法は期間損益計算をする途を開いたのであるが、たとえば繰延資産の償却の規定、負債性引当金を貸借対照表上に計上しなくてもよいとした規定等が存在することからしても、これを強制しているわけではなく、企業会計原則の立場や、(純粹な)期間損益計算をする立場で継続性の原則が認められているからといって、直ちに商法が継続性の原則に従うことを強制しているということにはならない<sup>(31)</sup>としている。しかし昭和三七年の改正による商法の計算規定は、損益法の立場を原則として承認しつつ、他方において、株主の有限責任というところから要請される資本充実の原則を會計的に顧慮した結果として、例外的に財産法的な要素をも残しているものと理解すべきである<sup>(32)</sup>。さらには、昭和四九年の商法改正によって商法三二条二項に包括規定が設けられたことにより、財産法的な會計が許容される余地はなくなったものと解さ

れること<sup>(33)</sup>からして、現行法上、期間損益計算が強制されていることは明らかである。

その結果、少なくとも固定資産の減価償却については、(二)で詳細に考察するが)その償却期間全体を通じて、はじめに減価償却の方法といえるのであるから、期間損益計算に内在する自然的な規範として継続性の原則が存在するものと理解できよう。

3 ここまでに述べてきたことをまとめると、商法上継続性の原則を否定する論者の多くは、前提として債権者保護という商法の持つポリシーからすれば配当規制だけが計算規定の目的であるという立場を採り、その上で継続性の原則が必要とされる理由は期間比較性の確保にのみ存し、配当規制には無関係であるとしている。さらに配当可能利益というのは、期間損益計算になじまないものであって、時点計算であるという理解の下に、商法の計算規定の目的を配当可能利益の計算中心のものとして考える限り、財産法的なアプローチによる計算の規定である<sup>(34)</sup>とらえて、継続性の原則を不要とするのである。

このような立場では、ある公正妥当な方法から、別の公正妥当な方法に変更することがなぜ商法違反になるのか理解できないということになる<sup>(35)</sup>が、これは、昭和三七年改正により、商法は原価主義を取り入れ、会計学上の損益計算思考および原価主義会計に接近してきたのにもかわらず、その根底には財産目録を中心とした静態的財産観があるものとして、年度末に財産の評価を行い、その価額を定めて作成される決算書において計算された利益を配当可能利益と考えるところから抜け出せない<sup>(36)</sup>いるために、期間損益計算という思考が非常に弱くなり、個々の事業年度がまったく独立に、前期と切り離された立場で計算されると考えているためである。

けれども、昭和三七年の改正で、商法計算規定が法制化しようとした会計基準の基本をなす損益法の考え方が、各種計算規定の底流となっており、同改正により商法二九〇条一項で用いられることとなった「貸借対照表上ノ

純資産額」(それまでは「会社二現存スル純財産」という表現と合わせて考えると、損益法によつて誘導された貸借対照表が想定されていることは明らかである。<sup>(37)</sup> すなわち、ここでは配当規制方式の基礎をなす「純資産」概念も、基本的には損益法原理に基づいて計算された損益計算書上の期間損益に示される継続企業の収益力から導き出されるのである。<sup>(38)</sup> すなわち、同改正以後の商法における、具体的な配当可能利益の計算方法は、当期利益と留保分としての任意積立金を中心とした構成となっており、その当期利益の計算自体が、原価主義と実現主義とを基本にした企業会計の損益計算構造に基づいて算出される体系であることからして、時点利益として理解すべきでないことが明らかなのである。<sup>(39)</sup>

このように昭和三七年改正による原価主義を中心とした損益法原理の導入は、それ以前の商法が伝統的に採用してきた配当規制方式、すなわち、固有の意味での財産法テストに基づく配当可能利益の計算方式からみると、重大な修正ないしは変質をもたらしたものと考えられる。<sup>(40)</sup> もともと商法における配当規制の方式(配当可能利益の計算方式)には、大別して、損益法テストと財産法テストの二種類がある。前者は原価主義と実現主義に立脚して、費用収益の対応計算により算定された損益計算書上の期間利益を配当可能利益とする規制方式であり、主にアングロサクソン系の商法において採用されてきた方法であるのに対して、後者は、貸借対照表上の純財産額を基礎にして、その増加分をもつて配当可能利益の限度額とする規制方式であり、企業の清算を前提として、貸借対照表能力に関する実物財産主義(担保価値のある財産および法的債務にのみ貸借対照表能力を認める立場)と財産評価に関する売却時価主義と結合し、売却価値による財産額の維持を要求したものであつて、大陸法系の商法に伝統的に導入されてきたものである。<sup>(41)</sup> 大陸法系に属するわが国の商法は、従来、この意味での財産法テストを採用していたのであるが、昭和三七年の商法改正において、大幅に損益法原理を取り入れた結果、このような原初的な意味での財産法と結合し、売却時価評価を前提とした純財産額の維持を内容とする「伝統的財産法テス

ト」は放棄され、それに代えて、損益法と結合し、取得原価評価を前提とした「純資産」<sup>(43)</sup>の維持を内容とする「近代的財産法テスト」とでも名付けられるべき新しい配当規制を導入したものと理解しなければならぬ。<sup>(44)</sup>

昭和三七年改正以後の商法における、このような配当規制の構造を前提とすれば、継続性の原則が配当可能利益の算定には関わらないとすること自体に誤りがあることになる。<sup>(45)</sup> また、ここでは、継続性の原則が、株主と債権者との間の利害の調整だけではなく、現在の株主と将来の株主との間の利害の調整の機能をも果たすことになる。<sup>(46)</sup>

4 以上のように、仮に商法の計算規定の目的を配当規制にのみ求める立場を採ったとしても、現行商法の配当可能利益の算定自体が損益法による金額をもとに行われる以上、継続性の原則の目的が配当可能利益の算定に関わらないとすることはできないのであるが、前提となる立場、すなわち、現行商法の計算規定の目的を配当規制に限定し、あるいは財産状態および経営成績の把握のための「開示」という目的を、きわめて軽い、副次的なものとする<sup>(47)</sup>こと自体にも疑問がある。ただし、商法における株主と債権者との間の利害関係の調整という役割に照らしても、経営成績や財政状態の適正表示を無視することは妥当性を欠くからである。

現行商法上、株式会社における、株主に対する「直接開示」の制度（商法二二二条一項・三項、二八三条一項）、株主および会社債権者に対する「間接開示」の制度（商法二八二条、および貸借対照表（商法特例法上の大会社については貸借対照表および損益計算書）の「公告」の制度（商法二八三条三項、商法特例法一六条三項）が存在するが、これらの制度はそれぞれ株式会社をめぐる利害関係者間の調整を図る役割を担っている。特に、株主に対する開示制度については、株主に、取締役等の業務執行を監督是正するための端緒となり、あるいは手段となると同時に、結果的には経営者の不正を抑止することにもつながりうるものと分析されており、その意味で、株主の

開示についての権利は、自益権と共益権とに付随したものと考えることができる。<sup>(48)</sup>これは、取締役等が会社（実質的には、その所有者たる株主）に対して負っているアカウンタビリティという面で、継続性の原則の不遵守が、経営に対する適正な評価を妨げる要因になりうることを意味している。また、配当可能利益の計算そのものが計算書類上の数字に基づいて行われるのであるから、開示なくしては、配当規制そのものも機能しないことになりかねないのである。

さらに商法は、計算書類の虚偽表示を行った取締役に対し、任務懈怠による対会社責任を課するだけでなく、第三者との関係においても、責任負担のための要件を緩和した上で立証責任も計算書類の作成者側に転換するという厳しい内容の責任を課している（商法二六六条ノ三第二項）。このような商法の態度からすれば、開示という目的が無視しうる程軽いものであるとするわけにいかないであり、開示される情報が、比較可能性の確保されていないものである場合には、何らの有用性も持たず、むしろ利害関係者に誤った判断をさせることになる以上、この側面からも継続性の原則は不可欠な存在といえる。

## 二 会計処理方法の選択

企業会計原則注解注 3 は、「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合である。」としているが、これは、適法な方法から別の適法な方法に変更する場合だけが「継続性の原則」の問題となることを意味しており、継続性の原則は、財務諸表（計算書類）の作成者に会計処理の方法の選択を認める「経理自由の原則」を前提としているものといわれるところである。<sup>(49)</sup>すなわち、同種同規模の企業間においてさえ、各企業ごとの固有の事情が存在することが多く、統

一的な会計基準を強制することは合理性を欠くことになる<sup>(50)</sup>と同時に、会計処理方法の選択という判断の機会を企業から奪うことによつて、企業のよりよい会計処理方法への創意・工夫への刺激をなくすことになり、発展性の乏しいものにする恐れがある<sup>(51)</sup>といった理由から、会計処理方法の選択の自由が認められるものとされる。

いい換えれば一般に認められた会計基準は、すべての企業の会計に適用されるので、一つの会計事実についてできる限り二つ以上の会計処理・報告の手続や方法を認めておき、企業の業種、規模、経営方針、企業をめぐる諸事情等に照らして選択適用ができるような配慮がなされており、企業の自由裁量が幅広く認められるようになることで、会計運営の合理性や経済性が保たれ、結果として会計の真実性が保証されるようになってい<sup>(52)</sup>るのである。

このような経理自由の原則の下では、それが適法な方法である限りにおいて、最初にいかなる方法を選択するかは自由であるとされる。たとえば、特定の固定資産を購入した場合に、その減価償却方法を定額法により行うこととするのか、それとも定率法によるものとするのかという選択は企業自体の、ある種の経営判断によるもの<sup>(53)</sup>になる。ただし、それがいったん採用された後は、継続性の原則が経理の自由に対する制約として機能することとなるから、その意味で、継続性の要請は経理自由の原則の正当性が広く承認されるための重要な前提条件とい<sup>(54)</sup>うことになるのである。

しかしながら、複数の会計処理方法が認められているケースのすべてが、このようなポリシーに基づいた積極的な理由によるものとはいえない。武田教授によれば、「固定資産の減価現象（事実システムの変化過程）は思惟可能ではあるが、一定期間における現実の減価量を貨幣金額的に認識できないところから、定額法・定率法等の公式（フォーミュラ）に基づく原価配分法が一般に承認されるに至った」のであり、このような「公式に基づく原価配分法（フォーミュラ・アプローチ）」は、事実関係システムの内的変化過程を、金額的に正確に把握できな

いために止むをえず採る方法であるから、認められた各方法（たとえば定額法や定率法）がどれだけよく現実を説明しているか、またはどれだけ現実に近似しているかということは問題にならないとされるように、固定資産の減価償却の方法として複数の適法なものが存在するのは、期間損益計算上、実際には収益に対する費用の期間配分を正確に把握すること自体が不可能だからであり（その意味では、生産高比例法が比較的正確であるが、一部の業種以外では利用不能である）、その結果、定額法や定率法のような便法を複数の選択肢として用意せざるをえなかったということにすぎないのである。

また、棚卸資産の期末有高の測定の場合、事実と帳簿上の記録が一致する個別法以外に、先入先出法、後入先出法、総平均法等が認められるのは、（高価な宝石のように特定物を把握することに意味のある場合を別とすれば）個別法を用いてこれを把握しようとすることによって生じる手間と費用に比してメリットが少ないためであり、やはり一定の仮定（たとえば先入先出法においては、先に仕入れた商品から先に払い出されるといふ仮定が置かれており、後入先出法では後から仕入れた商品を先に払い出すという仮定が置かれている）に基づいて、これを帳簿上で把握するための便法を複数の選択肢として用意しているのにすぎないのである。<sup>(56)</sup> 複数の選択肢の存在が、正確な把握の物理的な難しさや計算の経済性を背景とするものであってみれば、これも各企業の事情に応じたメニューが、会計理論上のポリシーに基づいて用意されているものとはいえない。

その意味で、複数の原則・手続間に優劣が付けられない場合、いずれの方法を採るかが企業に任されることにより、こうしたケースにおける方法の選択の自由は、経理の自由があるかのごとき印象を与えることになるが、これは、方法の選定において決定的な決め手がないためにやむをえず選択適用を認めるものであって、経理自由の「原則」というような大袈裟なものがあるわけではない。<sup>(57)</sup>むしろ、複数の会計処理の方法を認めているために生ずる弊害が、その論理を超えて大きすぎることからしても、実際には、あまりに多くの選択肢を認めすぎてい

るのではないかとの懸念のあるところでもある。<sup>(58)</sup>

ただし、株式会社の流動資産の評価について、商法施行規則二八条（平成一四年改正前の商法二八五条ノ二）は、第一項で原則としての原価法と時価が著しく低い場合の強制低価法を定めた上で、第二項において、低価法の選択をも可能とする旨を規定している。これは、取得原価主義自体が測定の容易さと客観性の観点からの便法にすぎないことを前提として、保守主義の原則による政策的な思考から物価の下落に対応した方法の採用をも例外として認めるものである。したがって、ここには会社に政策的な選択肢を積極的に付与するという意味合いが存在する。ただし理論上は保守主義の原則自体が、真实性の原則の観点からすれば、本来好ましいものではなく、企業会計の不完全さゆえにやむをえず、慣行として行われてきた保守的会計処理方法を認めるためのものにすぎない。

「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」の第一の三の1も、「棚卸資産評価の一般原則たる原価主義に対する例外的な評価原則として低価主義が存在し、広く採用されている。低価主義を具体的に適用するための評価基準を低価基準となづける。」として、これを認めてはいる。しかし、「低価主義は、期間損益計算の見地からすると合理性をもたないが、しかしそれは広く各国において古くから行なわれてきた慣行的評価思考であり、現在でも実務界から広く支持されている」ことから、その有用性を認めはするものの、あくまで原価主義の例外として位置づけられているのにすぎないという表現になっている。会計理論上、低価基準の容認は、秘密積立金を保守主義の原則の名のもとに許容するものであり、利益操作を容認し、真实性に反する可能性があるという点で大きな問題がある<sup>(60)</sup>と指摘されるところであり、これもまた、經理自由の原則による会計理論上の複数  
の選択肢というのには無理がある。

三 継続性の変更<sup>(61)</sup>と「正当な理由」

(1) 正当な理由

1 継続性の原則の下でも、その変更が許容されるのは、会計処理の原則や手続あるいはその具体的な適用に、何らかの仮定や行為者の予測・判断が必要とされている以上、それらはその後の事実の推移から修正を余儀なくされることがありうるためと考えられる。<sup>(62)</sup>ただし、このような変更を放任すれば、継続性の原則の意味を失わせてしまうことになるから、変更はあくまで例外的なものに止どまらざるをえない。<sup>(63)</sup>そのため、会計処理方法の変更を行う場合には、合理的な理由が要求されることとなる。<sup>(64)</sup>

商法上も昭和五六年の改正により、商法二八一条ノ三第二項五号に、監査役の監査報告書の記載事項について「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由<sup>(65)</sup>」という項目が新設され、同時に、商法特例法の適用を受ける大会社について要求される会計監査人監査における監査報告書にも、商法二八一条ノ三第二項五号に掲げられた項目の記載が必要とされることとなっている（商法特例法一三条二項）。また、これを受けて昭和五七年に改正された、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（計算書類規則）」（平成一四年改正前）では、四六条二項に、変更理由の注記に関して「貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその変更の理由を記載しなければならぬ。ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない。」という規定が付け加えられている（但書は、重要性の原則に関するものである）。

この正当な理由についての基準を示すマニュアルとしては、日本公認会計士協会が昭和四九年三月三〇日に公表した「証券取引法監査実施に関する留意事項について」<sup>(66)</sup>や、昭和五〇年五月七日の日本公認会計士協会監査委

員会報告第二〇号「正当な理由にもとづく会計処理の原則又は手続の変更については、<sup>(67)</sup>等がある。たとえば後者は、以下の事項に該当する場合には、正当な理由にもとづく変更として認めるものとされている。

「(1) 従来、慣行的に採用されていた会計処理の原則又は手続から明らかに合理的であると認められる会計処理の原則又は手続に変更する場合

① 税法に規定する方法から他の一般に認められた合理的な方法に方法への変更

② 現金主義による会計処理の方法から発生主義による会計処理の方法への変更

(2) 従来、採用されていた会計処理の原則又は手続によつた場合に比べ、会社の財務内容をより適正に表示することとなる場合の変更

(3) 会社の財務状態に著しく不利な影響を及ぼす可能性のあるときに、保守主義の原則を適用し会計処理の方法を変更する場合、たとえば、たな卸資産の時価が取得原価より著しく下落する傾向ある場合における、原価基準より低価基準への変更

(4) 会計処理について規制する法令又は税法の所得計算に関する規定の改正等にもなつて変更する場合

(5) 会社の業務を監督する行政庁における関係法令等の解釈、運用方針等にもなつて変更する場合」

2 しかしながら、変更の場合に何が合理的な理由と認められるかという問題については、当初から「会計処理方法の変更についての『正当な理由』は一つの難問であり、監査人をなやますことであろう。」との憂慮のあつたところであり、<sup>(68)</sup>理論上も、この不明確さが継続性の原則の最大の弱点と考えられる。特に、財務内容をより適正に表示することとなる変更の場合（たとえば上記の②）も、一般的に「正当な理由」として承認されているところであるが、その判断の基準が客観性を欠くことから問題になりやすいものと指摘される。<sup>(70)</sup>

たとえば、企業会計原則上並列的に認められている会計処理間の変更、すなわち、固定資産の減価償却の方法（定額法、定率法、級数法、生産高比例法）と棚卸資産の評価方法（個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法、売価還元法）については、期間損益の適正化などを前提に、企業が「より好ましい方法」と判断すれば、その変更は適法とすべきであるとする意見<sup>(71)</sup>のように、正当性の基準に主観的な要素を含めることにより、甘くとらえる見解もある。もともと継続性の変更における「正当な理由」については、それぞれの会計処理の方法を公正妥当なものとして認める理由がすでに用意されているのであるから、実際上は、たとえば定率法から定額法に変更した場合に定額法の認められる理由を持つてくれば、変更の事実が正当化され、逆に定額法から定率法に変更した場合には、定率法の理屈を持つてくれば正当な理由になるとす<sup>(72)</sup>れば、このような、並列的な会計処理間の変更に関する限り、特に理由をあげる必要すらないことになってしまう<sup>(73)</sup>。後述するように、わが国では、会計処理の変更の例がきわめて多く、実務上、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準相互間の変更であれば妥当な変更とみなす風潮があるため、監査の実務家からも正当性判断はかなり甘いという指摘を受けているのが現状である<sup>(74)</sup>。けれども、会計理論的には、「正」である会計方針の中からの当初の選択の自由（政策判断の広範な許容）と、相互に「正」とされる会計方針間であっても一旦選択された会計方針の変更の不自由（変更の例外的許容）とを、理論上、明確に区別して認識することが必要とされる<sup>(75)</sup>。どのみち、会計処理の方法に複数の選択肢が存在するということは、それぞれがある面において意味を持つてはいるものの、どちらか一つの便法でしかないということである。したがって、ある方法から別の方法に変更する場合に後者のよって立つところの合理性が欲しかったといえ、必ずそれらしくみえることになるが、これは変更自体についての理由とはいえない。すなわち、ここで必要とされているのは、あくまで変更すること自体についての正当な理由であり、なぜ、その事業年度において（ここが重要である！）変更する必要があったのかという積極的な理由を示すこと<sup>(76)</sup>でなければならない。

その意味で、それぞれの会計処理の方法についての妥当性の根拠がこれに当たらないことはいうまでもないし、財務諸表（計算書類）の作成にたずさわる者の主観的判断が、変更の理由の正当性を決定することにもならない。また、「正当な理由」を、「変更の動機の正当理由」の意味でとらえ、利益操作の意図が明確でなければ正当なものとするとの考え方も存在するようであるが、このような消極的な基準も正当ではない。ただし、正当な理由の存在しない場合の変更は、帳簿操作による利益の計上もしくはその圧縮が直接の狙いであると考えられ、それは、会計の粉飾による利益の虚偽表示とその動機を同一にするものであるから、継続性の変更が期間利益の計上額に差額を生ぜしめることになる以上、利益操作を直接の目的とした変更でないことを積極的に説明すべきだからである。<sup>(79)</sup> その意味で、正当な理由による変更であるか否かを判断するためには利益操作の意図の有無を見極めることが重要であることはいうまでもない。<sup>(80)</sup>

そもそも、どのような状況のときにどのような会計処理の原則等を適用すべきかが理論的および実務上明確であるならば、継続性の原則は論理上不要になるはずであるから、逆にいえば、継続性の原則が必要とされるのは、正当と認められる代替的な原則等についてその選択適用の基準が明確でない場合であると考えられる。<sup>(81)</sup> したがって、継続性の原則に関する「正当な理由」、すなわち、変更された新たな会計処理の方法等がその変更の背景となった状況に正しく合致するという事由が積極的に明示できるのであれば、その変更は、「してもよい」というものではなくて、「しなければならない」という次元の問題になるはずである。<sup>(82)</sup> このような厳密なとらえかたをすれば、会計方針の変更は、それが強制される場合と許されない場合の二つしかないことになる。

3 かつて継続性の原則が商法上認められるか否かについて激しい議論がかわされた時期でも（特にその初期の段階では）、商法学者の多くは、手続の継続性あるいは計上基準の継続性というような会計学上問題とされるよ

うな細かいところまで立ち入った議論を行っておらず、「商法では継続性の原則を認めているかいないか」という議論があるだけであった<sup>(83)</sup>。しかしながら、先にみたように、その対象によって選択が認められる理由も異なるのであり、その結果として、継続性の変更についての理由の正当性もそれぞれの性質によって異なる可能性があることからすれば、継続性の原則の対象となる項目を個別に検討していく必要がある。

継続性の変更が実務上も理論上も、もっとも多く問題となるのは有形固定資産の減価償却についてである。これについては、特に定額法から定率法への変更を正当なものとして認めようとする見解が、かなりの数存在する。たとえば、多額の資金を投入した新鋭設備工場の償却にあたり、操業度の低い期間について定額法を採用し、一定期間経過後、定率法に変更する場合は当然に正当な理由として認められるとするもの<sup>(84)</sup>や、減価償却方法を定額法から定率法へ変更した場合に正当な理由があると認めるのは、保守主義の観点からの判断であるとするもの<sup>(85)</sup>、あるいは、定額法による償却を行っていた会社が、技術革新が年々激しくなってきたので、投下資本の回収を早める意味で、定率法に償却法を変更したいという場合には「引き金」<sup>(86)</sup>と結果の両者からみて、より合理的な結果を期待できる場合として正当な理由による変更といえるもの<sup>(86)</sup>などがある。

逆に、定率法から定額法への変更には、保守主義の観点からして、正当な理由がないと判定されるとか、この場合に正当な理由を発見することはきわめて困難であり、原則的には否定的に解釈すべきであるとする意見が多い<sup>(88)</sup>。

けれども、もともと「毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為」(商法三四条二号、商法施行規則二九条前段)すということは、通常一般に承認された定額法または定率法、その他の諸方法によって償却計算がなされるべきことと、それらの一つが採用されたならば、同一方法を継続して適用すべきことが、その意味の中に含まれているものと理解すべきである<sup>(89)</sup>。いい換えれば、「相当ノ償却」とは一定の計上基準を決め、その基準にしたがって毎期一貫した償

却を行うことを意味するものであるから、当然に継続性の原則を前提としているのである。<sup>(90)</sup>

そもそも定額法も定率法も、期間損益計算上、一会計年度の収益に対応する固定資産の価値の減少分としての費用をどのように把握するかという、正確には答えようのない命題に対する一応の合理性を持つにすぎず、きわめて大雑把な計算方法である。すなわち、定額法は（残存価額を考慮した上で）単純に耐用年数に当たる各会計期間で均等になるものと仮定して固定資産の費用化を帳簿上認識するものであり、その仮定に一応の合理性があるにすぎず、また、定率法は年々増大するであろうと予測される修繕費との合計額が均等に近くなるように減価償却費を一定比率により逓減させていくというものであって、こちらは当該固定資産について発生が予測される費用全体の均等化と、固定資産取得後それが新しい時期の方が収益に対する貢献度が大きいはずであるという仮定の次元で、やはり一応の合理性を持つのにすぎないのである。つまり固定資産の減価償却のような場合には、特定の資産について、それが収益に貢献すると予測される期間全体を通して適用してはじめて定額法であり、定率法であるといえるのであり、<sup>(91)</sup>そのことからすれば、「定率法から定額法に変更する」というような表現はレトリックに過ぎない。これは理論的にいえば、定率法で計算した場合のその期の償却額の代わりに、「仮に定額法で計算した場合に出てくる金額」を計上することではないから、定率法でもなければ定額法でもなく、理論的には何の根拠もないデータラメな方法を採用したことになる。つまり、このような変更は、「適法な方法から、別の適法な方法への変更」ではないのである。

4 棚卸資産評価の一般原則として取得原価主義が採用されているが、それに対する例外的な評価原則として低<sup>(92)</sup>価主義<sup>(93)</sup>の選択が容認されている（商法施行規則二八条二項、平成一四年改正前商法二八五条ノ二第二項）。前述のように、この低価主義は、明確な会計理論に基づくものではないが、会計慣行上許容されているものであり、債権者

の利益が侵害される恐れのないところから、商法上も認められているのである。すなわち、現在の商法は取得原価主義を原則としているのであるが、企業会計の正確性の限界や経済情勢の変化を考慮して、「保守主義の原則」として表現されるような政策的配慮により低価法を採用することのできる余地を与えているものであるから、その意味で、この両者の間で選択が認められる理由は、固定資産の減価償却の場合とは根本的に異なっている。

そのため、原価法から低価法への変更は、企業会計原則上例外的に認められている会計処理の方法への変更であって、その変更が期間損益計算の適正化等の観点から、当該企業にとって「より好ましい会計処理の方法への変更」であると判断されるのであれば、商法監査上も適法とされるべきであるとする見解があり、<sup>(94)</sup> 実際にも、原価法から低価法への変更理由として、資材等の著しい価格変動に対応する必要があるため、棚卸資産の評価を事態に即した、より適切な方法で行い、期間損益の適正化を図ることを変更の理由としていることをもって、<sup>(95)</sup> 正当な理由による変更とした例がある。

しかし、計算書類の作成者が決算上の政策として、これを原始的に選択できることと、このような変更を行うことが「より好ましい会計処理の方法への変更」となるか否かというのは別の問題である。むしろ低価主義が、会計理論としての成果計算理念の財産計算への妥協にすぎず、<sup>(96)</sup> 真实性という面からは決して好ましいものではないことからすれば、原則的方法から例外的方法への変更ということだけで正当性を認めることはできない。また、企業の決算における政策的判断から原始的に低価基準を採用している場合にのみ、価格変動に対応させて帳簿価額を引き下げることが認められているのであり、価格変動に応じて基準を変えることは次元が異なるのである。現実には、これを変更すれば当然に売上原価の金額を変えることになるため、<sup>(97)</sup> 売上総利益や売上高総利益率といった企業の営業成績を表す重要な数値に影響がでることになり、期間比較の面から問題であると同時に、原価法から低価法への変更が秘密準備金を生むことにつながることからすれば、結果的には現在の株主の犠牲におい

て将来の株主を利得させることになってしまふ。

5 問題は、低価基準から原価基準への変更の場合である。商法は、単に原価と時価のうち低い方で資産を評価することを認めたのではなく、原価主義の原則による代わりに、「低価主義<sup>(98)</sup>」という一つのまとまった基準を「継続的に」採用することを認めたものである（平成一四年改正前の商法二八五条ノ二第二項が「時価ヲ附スルコトヲ妨グズ」とせず、「時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨グズ」としているのは、このような意味での低価基準を認めていることを表している<sup>(100)</sup>）として、低価基準をいったん採用した場合は、それを将来も継続して適用する必要があるとするのが多数説<sup>(101)</sup>であり、「連続意見書」も、その第一の三の一の最終パラグラフで、「企業が一たん低価基準を採用した以上は、価格の低落によつて棚卸資産原価の切下げを必要とする事態が発生している限り、低価評価を実行すべきである。評価切下げを必要とする事実を認識しながら、利益操作の目的で期によつて評価切下げを適当な額にとどめたり、まったく評価切下げを行なわなかつたりすることは不当である。」としている。

これに対し、制度上あくまで原価法の例外として低価法の採用も認められているということであるとして、一度低価法を採つたら、それがあくまで強制的に採用されなければならないとするのは、継続性の原則の理解を誤っていると見る見解<sup>(102)</sup>も存在する。すなわち、低価主義は、恐慌による物価下落など、例外的処理を必要とする<sup>(103)</sup>きに、保守的考慮として例外的に適用すれば足り、これを継続適用させるべき理由はないとするのである。しかしながら、実際にはこのような想定に沿って低価基準が認められているわけではなく、また低価法から原価法に変更した場合には、必然的に戻入利益が生ずることからすれば、配当可能利益の算定に対する影響も無視できない<sup>(104)</sup>ことからしても、やはり継続適用が強制されるものと解されなければならない。

6 棚卸資産の期末在庫有高の算定方法として認められる方法のうち、先入先出法は、「最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末たな卸品は最も新しく取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法」(企業会計原則注解注21(1)ロ)であり、実際の物の流れと一般的には合致するものである。これに対して、後入先出法は実際の物の流れに逆らって、「最も新しく取得されたものから払出しが行なわれ、期末たな卸品は最も古く取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法」(企業会計原則注解注21(1)ハ)であり、価格上昇期において、売上原価が大きくなり、実質的に価格上昇に伴う名目的利益を排除することができると同時に、カレントの収益に対しカレントの費用を対応させることが可能であるため、それを目的に考案されたものである<sup>(106)</sup>。

そのためインフレーションが激しい時期においては棚卸資産の評価方法を先入先出法から後入先出法に変更する場合は、当然に正当な理由として認められると見る見解が存在する<sup>(107)</sup>。たしかに、(物価安定期には、平均法を含めて、いずれの方法でも大きな違いはないが)物価上昇期には、後入先出法によつた場合がもつとも売上原価が大きくなり、架空利益の計上が抑えられるので適当な方法といふことができ、物価下落時においては先入先出法による場合がもつとも売上原価が大きくなり、期末有高が時価に近い価額で評価されることになるから、これが適当な方法であるとも説明されていることからすれば、説得力がありそうであるが、これはあくまで、原始的な会計処理方法の選択の場面の経営政策的判断における合理性の問題であり、継続性の変更を正当化するものではない<sup>(108)</sup>。

棚卸資産は、通常、数量も多く、投下資本の回転期間も速いため、棚卸評価の継続性が守られている限りは売上原価が同じ基準で算定され、その収益率の期間比較に問題が生じないことから、継続性の原則の合理的根拠の明らかとなる典型的な場合といえるのであり、特に後入先出法は、理論的には、通常実際の物の流れに合致して<sup>(109)</sup>

いないものであるから、継続的に適用することによる結果の妥当性だけが根拠となるにすぎないのである。<sup>(10)</sup>

なお、継続性の原則は、まず貨幣価値の一定ないし経済の状況の一定を前提とするところ、わが国の貨幣価値が変動し続け、また経済状況も絶えず流動的な現状では、それに応じて企業がその財務体質を適応させるために、会計処理の手續を変更するのは当然であるとする主張もあるが、<sup>(11)</sup>本来これは会計基準の設定のレベルでの問題であり、貨幣価値一定の公準という前提が現実には妥当しないから、個々の企業がそれに対応するために会計処理の方法を変更することが許されるというわけにはいかない。そもそも企業会計の本質が、あくで事後的な測定・記録の手段であることからすれば、会計処理方法の変更を通じて財務体質の改善という経営政策を行うことは、企業会計の根幹を揺るがしかねないのである。

## (2) 継続性の変更の実態

1 実際の会計実務上では非常に多くの会社で継続性の変更が行われている。たとえば、昭和四九年三月期決算の東京証券取引所上場の調査会社七二九社のうち、実に二七〇社において会計処理の継続性の変更があった場合として、財務諸表等の監査証明に関する省令第四条三項による二号限定が付せられているが、<sup>(12)</sup>さらにそのうちで継続性の変更により正当の理由がないとされたのは七社のみであり、かつそれらも総合意見ではすべてが適法とされている、<sup>(13)</sup>継続性の変更により財務諸表が不適正とされた会社は一社もないということである。

このように多数の変更が行われているだけでなく変更の対象も、有形固定資産の減価償却方法、棚卸資産の評価基準および評価方法、有価証券の評価基準および評価方法、繰延資産の会計処理、退職給与引当金の計上基準、賞与引当金の計上基準、営業収益の計上基準、事業税の計上基準、経過勘定の計上基準等々多岐にわたっているが実状である。<sup>(14)</sup>また、変更の理由として、ていねいな説明を加えている例もあるものの、一般的には、期間損

益の適正化を図るとか、原価（費用）の適正配分とか、財務の健全性を図るといった定型的な文言が目立つとの指摘もなされている<sup>(15)</sup>。

新井教授は、昭和四一年三月から昭和五一年三月までの有価証券報告書を調査した結果について、①変更の理由を記載しないケースがきわめて多いこと、②変更の理由が記載してある場合でも、それがなぜ理由になるのかわからないケースが多いこと、③ある決算期にはAからBへの変更を行い、その後の決算期にはその逆のBからAへの変更を繰り返しているケースがしばしば見受けられること、および④会社の会計処理基準の変更理由について正当と認めない場合には、監査報告書にその旨とその理由を記載することになっているが、これが記載されているケースはきわめて稀であること等の問題点があると指摘されている<sup>(16)</sup>。

2 具体的な事例の中には、たとえば固定資産の減価償却方法<sup>(17)</sup>の定率法から定額法への変更の場合の理由として、①国際的な燃料事情の変動を主な原因とする経済変動に対処するため（電力会社）とか、②設備投資の増大にかんがみ、より合理的・適切な期間配分をはかるため（私鉄）というようなものがあり、これらは会計理論上は意味不明としかいえない<sup>(18)</sup>。

③工場の設備の近代化に伴い費用負担の平準化を図るためとの理由付けをしたもの（製紙会社）があるが、これに対する監査法人の監査報告書の限定意見は、「会社は、当該事業年度から本社工場、本社A工場の有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更した。この変更は、同工場設備の近代化に伴い従来の償却方法では、投資後数年の償却額が過大となり、同工場の製品の収益性を的確に把握することができないため行われたもので、必ずしも不当であるとは認めがたい。」として付加的な理由を付している。これについては「不当を妥当と認めるためには、このような修飾が必要であったものと思われる。……財務会計の会計方法を変更しなければ、

的確な収益性が把握できないというのは、前時代的会計思考ではあるまいか。」との指摘がある。<sup>(119)</sup>

④ここ数年間多額の設備投資を行ったが、その大半は開発投資であり、装置産業の例として収益への寄与には相当の期間を要することから、収益に貢献しない当初の段階においては、定率法による償却費負担は過重であるとするもの（化学製品製造会社）もあるが、この理由付けは、収益への貢献の関係を持ち込んだものであり、原始的な選択の場合には意味があるものの、変更の理由にはならない。

⑤定率法と定額法の併用から、全面的な定額法へ変更した場合（ガス会社）について、監査法人は、会社が今後継続して定額法を適用することを前提としてこの変更を妥当なものと認めた例がある。<sup>(120)</sup>このように、継続することを条件とするという表現はたびたび用いられており、好ましくはないが、長期には合致の原則で一致するか認めるということと推測される。<sup>(121)</sup>しかし、これは理由ではなく、「条件」を付けているだけであり、<sup>(122)</sup>正当性の問題とは次元が異なるものである。

なお、⑥監査報告書上で、（定額法への変更につき）ここ数年間における農業機械の需要減退に伴う生産設備の稼働率低下の状況に鑑み定率法による償却費は過大でありその負担に耐えられないとの認識に基づき行われたものと思われるが、資産の健全化を確保する保守主義の観点よりみて、当該変更には賛意を表しがたいとされた反対意見の例（農業機械製造会社）もある。<sup>(124)</sup>この会社の損益および剰余金結合計算書には、有形固定資産の減価償却方法を、従来は、定率法により行っていたが、米の過剰によつて政府の減反政策および米価の据置等農業政策の変化から農業機械の需要が減退するとともに、当社の生産設備の稼働率が大幅に低下したため、当期から定額法に改めた、と述べられていた。しかし、政府の政策の転換の影響を測定するためにも償却方法の継続が要求されているのであるから、むしろ稼働率低下による異常損失こそ認識すべきであつて、首尾転倒していると評されている。<sup>(125)</sup>

その他にも、⑦退職給与引当金について自己都合要支給額の一〇〇%計上から、法人税法の定める四〇%基準に変更した会社で、定年延長による退職の状況の変化、平均勤続年数の見直しの結果として四〇%基準の方が実状に近いとする理由をあげたものがあるが、従来の方法との差が大きすぎて、その正当性は極めてあやしい。<sup>(126)</sup>

⑧繰延資産の会計処理については、新株発行費と社債発行費の会計処理に関わる場合が多く、繰延処理する方法へ変更した会社のほとんどが、発行費が増加したこと、期間損益計算をより適正に行うことを理由としてあげており、逆に当該費用を支出時の費用として処理する方法に変更した会社では、例外なく財務体質の健全化を理由としてあげているが、これは、期間損益の健全化を強調すれば繰延経理となり、財務体質の健全化を強調すれば費用処理でもかまわなまいというご都合主義とみえなくもないと批判されるところである。<sup>(127)</sup>

### (3) 小括

以上みてきたように、企業会計の実務および証券取引法監査の実務の両面で、変更についての「正当な理由」をかなり幅広くとめているのが実情である。<sup>(128)</sup> 新井教授によれば、今日会計実務ないしは監査実務上、一般に認められている正当な理由として、①法令、会計原則等の変更を正当理由とする会計規範依存論、②変更による合理的結果(写像)を正当理由とする合理論、③財務的健全性の達成を正当理由とする保守主義論、④不正な意図(利益操作の目的)がないことを正当理由とする動機論、⑤変更による影響が軽微であることを正当理由とする重要性論、⑥実務の簡便化を正当理由とする便宜論および⑦変更の回数が少ないことを正当理由とする頻度論などが存在することであるが、変更の際しての「正当な理由」の存在があまりにも安易に認定されすぎていることはたしかである。<sup>(129)</sup>

これは、実際には積極的に変更することが正当であるというケースは減多にないのにもかかわらず、財務諸表（計算書類）作成者側の必要性から、企業会計原則における「正当な理由」というのは「やむをえざる理由」とか、「第三者を納得せしめるに足るだけの合理的な理由」という程度に解釈するのが実践的であるということであろうが、この中に、より「真実」に近づきうるといふ変更以外の変更、特に経営政策的または便宜的な変更事由が含まれており、会計実務上ないし監査実務上、それが許容されているところに大きな問題があると指摘されている。<sup>(132)</sup>

結果的に、これほど多くの正当な理由があるとなれば、正当な理由のない変更そのものが事実上ほとんど存在しえなくなり、結局、継続性の原則そのものの存在価値さえ疑わしくなってしまう。<sup>(133)</sup>つまり継続性の変更に正当理由を要求することによつては、変更の自由・経理の自由を制限するという機能が、現実にはほとんど発揮されていないということであり、<sup>(134)</sup>継続性の原則は、それを重要視する論者の主張とは裏腹に、その理論的な意味の薄弱さを露呈していることになる。<sup>(135)</sup>ただし、監査人の適切な助言によつて、「正当な理由」のない会計処理方法の変更が阻止された部分が背後に隠れている可能性は否定できないから、そのような形で継続性の原則が働いているということはありうるであろう。<sup>(136)</sup>

このような実態の背景には、粉飾決算とは別の意味を持つ利益の平準化を図るための利益操作という問題が存在する。経営者にはアカウンタビリティーの遂行という使命が課せられているが、それは自らの責任において作成した会計報告書を通じて、評価されることになるため、経営者は、会計報告書の作成に際して準拠しなければならぬ会計基準のあり方について、①経営成績が悪く、赤字を出すような場合には、会計処理上の操作によつて、これを緩和したり、実態よりも良好に経営成績を表すために都合の良いような会計基準の設定や修正を希求して自己の行為の正当化を図ろうとする、②逆に経営成績が良すぎて、社会的に儲けすぎを非難される恐れのある

る場合には、利益を程々に示しうるのに好都合な会計基準を求めるといった要請を持つのが一般的である。<sup>(137)</sup>そのため、これを継続性の変更という手段によって「合法的に」実現しようとすることになる。

かつて、昭和三七年の商法改正の際に、改正法が継続性の原則に関する規定を設けなかったのは、原則として評価の方法の変更を許さないとすることが、その段階における経済界の実情を考慮すれば、行き過ぎになると考えたのであるとの立法担当者の見解があったが、<sup>(138)</sup>このような会計実務の実態になじんだ者に、継続性の原則の厳密な適用の強制に対する反発があるのは当然であろう。

#### 四 「公正ナル会計慣行」と企業会計原則

1 現在、商法上も継続性の原則の適用を認める論者の大半は、条文上の主要な根拠として、昭和四九年改正によって設けられた、いわゆる包括規定(商法三二条二項)をあげている。<sup>(139)</sup>この商法三二条二項の文言は「公正ナル会計慣行」となっているが、「会計慣行」という場合の「慣行」という言葉は、民商法上の用語としてはこれまでに使用されていないため、これと「事実たる慣習」(民法九二条)における「慣習」とが同一の意味を持つものであるか否かが問題となる。慣習と慣行を区別する必要はなく、会計慣行はすなわち会計慣習であるとする<sup>(140)</sup>と、この規定の立法趣旨は、主として企業会計原則を商業帳簿作成規定の解釈指針とするためであるから、慣行は慣習と異なって、事実の繰り返し慣習よりもはるかに少なくともよいし、またそれが行われる場所的範囲も慣習より狭くて差し支えないのみならず、すでに實際上慣行として実施されていないものでも、近く実行される見込みが確実であるならば十分であり、企業会計原則中の修正された規定も「公正ナル会計慣行」の中に含まれると解すべきであるとする説<sup>(141)</sup>がある。

なお、この条文の文章の中の「斟酌」という用語については、一般に、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正な会計慣行がある場合、特別な事情のない限り、かならずそれによって解釈しなければならないものと理解されている。<sup>(14)</sup>立法の目的に照らして考えれば、<sup>(15)</sup>このような解釈が正当である。

2 わが国の企業会計原則は、その前文となる「企業会計原則の設定について」の二一において、「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」とされていることから、通説は、商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」は企業会計原則を含むものと解している。<sup>(16)</sup>

商法三二条二項新設の目的が、商法と、証券取引法の会計基準としての企業会計原則との接近を図るところにあったことからすれば、企業会計原則は一般的には商法のいう「公正ナル会計慣行」に含まれるはずであるが、企業会計原則が公正な会計慣行のすべてを網羅しているとはいえないから、企業会計原則の中に定められていない事項についてはその他の公正な会計慣行に頼らざるをえないことになる。<sup>(17)</sup>同時に、企業会計原則のすべてが「公正ナル会計慣行」に当たるか否かも検討の余地が残されている。<sup>(18)</sup>たしかに純粋に理論的な立場からすれば、企業会計原則に掲げられている各個の規範について、それを一体のものとしてすべてが公正な会計慣行であると考えべきではなく、各々の規定ごとに「公正ナル会計慣行」に該当するか否かが検討されなければならないはずである。<sup>(19)</sup>すなわち、商法三二条二項の立法のいきさつからすれば、ここでいう「公正ナル会計慣行」は、原則的には、企業会計原則を指しているものと考えられるが、商法三二条二項の新設によって、企業会計原則自体が実質的な商法となったわけではない。<sup>(20)</sup>けだし、商法の規定上は、あくまで「公正ナル会計慣行」と定められている以上、会計慣行のうちでどれが公正なものであるかという公正性の判断は、商法の計算に対する規制の目的に

照らしてなされなければならないものだからである。<sup>(152)</sup>

もつとも実務上は、立法の目的からして、商業帳簿の作成が企業会計原則にしたがってなされていけば、一応、適正に作成されたものと解されるとの理解が一般的である。<sup>(153)</sup>

3 以上のような一般的な理解によれば、継続性の原則が企業会計原則上の規範である以上、特に「公正ナル会計慣行」に該当しないという理由がない限り、商法上も認められるものと解釈されることになる。商法学者の大半も、複数の会計処理の原則または手続がいずれも公正な会計処理の方法として認められている場合に、その間であってもみだりに変更することは、企業の財政状態および経営成績についての正しい理解を妨げることになることから、企業会計原則にいうところの継続性の原則は、公正なる会計慣行に当たるといったように、包括規定により商法上継続性の原則を認めるための法的な根拠が明文をもって示されたものとして、肯定的に解している。<sup>(154)</sup>

しかしながら、継続性の原則は、比較可能性の維持を目的とするものであるところ、計算書類の表示を工夫することによって、比較可能性を維持することは可能であるから、その形でのみ継続性が認められれば足りるというのであつて、これは、商法三二条二項の規定により「公正ナル会計慣行」を斟酌しても、結果において変化することはないとする否定説も、依然として存在する。<sup>(157)</sup>

この立場では、商法三二条二項の文言解釈の面からも、同条項は「公正ナル会計慣行」としているのであつて、企業会計原則自体が即会計慣行ということにはならず、また企業会計原則は自ら公正な会計慣行を集約したものだとして<sup>(155)</sup>いるが、それは立証を要するものであつて、企業会計原則に書かれたから会計慣行になるわけではないという前提のもとに、理論的にも意義が充分説明されておらず、実際上も理解に混乱のみられる状況下において、企業会計原則の記述する継続性の原則が会計慣行というに足りるほど成熟しているということはできず、したが

って、継続性の原則は、商法の計算規定の解釈にあたって斟酌すべきものでもないから、商法三二条二項が新設されたことよって、継続性の原則が商法の要請するところとなつたとの解釈は採用できないといふことになる。<sup>(139)</sup>

なお、継続性の原則は証券取引法の規定に基づく公認会計士監査を通じて、会計慣行上、既に公正なものとして定着しているのであるから、正当な理由なくしてこれまでとは異なつた会計処理の原則等を適用することは商法三二条二項にいう「公正ナル会計慣行」に違反することになるとする会計学者の見解がある。<sup>(140)</sup>しかし前述のように、怪しげな理由による継続性の変更が非常に頻繁に行われてきたことは事実であり、これをして継続性の原則が公正な会計慣行として定着しているものとするのは無理がある。

逆に、企業は会計処理の手續や原則をしばしば変更するので、このような会計実践の現実を尊重するならば、むしろこれが会計慣行であるとする主張も<sup>(141)</sup>あり、実態としてはこれを否定できない。しかし、問題はこれが「公正な」会計慣行でありうるかということである。その点、会計処理の手續や原則を適宜変えるという事実は、程度の差はあるものの、利益操作を意図したものであるのが普通であり、利益操作を行うことを目的とした会計手續や方法の変更には、公正妥当なものとしての一般的承認を与えることはできない。<sup>(142)</sup>より根本的には、継続性の原則に対する違反、すなわち正当な理由のない継続性の変更が、配当可能利益の算定、企業の財政状態および経営成績の評価、あるいは取締役等の適格性の判断に影響を及ぼすことになり、さらには取締役等の対会社責任・第三者責任の発生をもたらす可能性のある事柄であることは、既にみてきた通りである以上、利害関係者の公正な利益調整という商法の目的に照らしても、黙過できない事柄であつて、むしろこのような実態の改善のためにも、あるべき姿としての「公正ナル会計慣行」が必要とされているはずである。その意味で、慣習ないしは慣習法ではなく、公正なる会計「慣行」とした立法は、妥当なものであつたといえよう。

## 五 継続性の原則違反の法的効果

1 継続性の原則という規範に反する会計処理が行われた場合の法的な効果の問題は、会計規範と法規規範の関係の根幹に関わっている。

もともと、商法上継続性の原則を否定する立場の論者が主張する根拠の一つは、継続性の原則に対する違反は法的なサンクションに結びつくべき性質のものではないという点にあった。具体的には、①継続性の原則が、正当な理由による会計処理の方法の変更を認めているため、ある変更が正当な理由によるものかどうかという微妙な要素を含んでおり、これに適法・違法という法的効果結びつけるのは法的安定性を害することになるということと、②継続性の原則違反といっても公正妥当な方法の変更であつて、ただ正当な理由がないというだけであるから、程度の問題として、法的効果を認める程のことではないということである。

昭和五六年の商法改正の際、明文化が避けられたことについての立法担当者による立法趣旨の説明も、これに沿っている。すなわち、①その変更が正当な理由に基づくものかどうかについての判断基準として、継続性の原則の内容自体が必ずしも明確ではないこと、および②商法上にこの原則を明示することは、会計方針を変更して元来適法である会計方針を新たに採用した場合に、理由いかによつてはその処理が違法となり、場合によつては違法配当として、民事上、刑事上の責任を生ずることとなるから、そのような効力をもたらすことになる恐れがあることが問題とされた<sup>(16)</sup>ということである。

しかし、正当な理由か否かの判断基準が客観的に不明確であるとしても、結果の如何にかかわらず、一律に法的効果に結びつけることができないとするのは妥当性に欠けることになる。もし、これが法的安定性に欠けるとすれば、公正な会計慣行という不文の慣行を斟酌するという一般規定を設けたこと自体が法的安定性を害するこ

とになってしまふし、たとえば「重過失」の有無が条件となっている条文は多数存在するが、これにしても、それぞれに明確な客観的基準が存在するわけではない。すなわち、実際の適用の場面では、程度の問題が質的に結論を左右することは珍しいことではないのであって、そのような場合に、法的安定性に欠けるがゆえに、そこに法的効果を認めるべきでないということにはならないのである。

2 問題は、上記の②の主張である。これは虚偽表示による利益操作が、明らかに会計上の粉飾として、企業会計原則上不適切であると同時に商法違反となり、取締役は、それについて民事上および刑事上の責任を負わされることになるのに対して、継続性の原則違反を、会計上の粉飾として虚偽表示による利益操作と同様の意味で違法なものとしてとらえることができるかということである。<sup>(167)</sup> すなわち、前者と異なり後者の場合は、その後の継続適用によって相殺されていき、最終的な全体利益自体は変わらないから両者には大きな性格上の相違があり、後者が「正」から「正」への変更であることからすれば、それが利益操作を目的とするとしても違法とするための根拠としては不十分ではないかということである。<sup>(168)</sup>

この場面では、会計学者の主張も歯切れが悪い。たとえば、日下部教授は、継続性の原則が守られないことが、決算の無効、取締役の民事上あるいは刑事上の責任に結びつくことを考えているのではなく、継続性の原則が企業会計における健全な慣行として守られるようになることが目的であり、特に罰則までも背後に用意した強行規定として、商法にこれを取り入れるのは現実的でないとされる。<sup>(170)</sup> また、番場教授は、適法・違法というところには結びつかず、単に適正・不適正の問題として監査意見を表明することにつながるだけであるとされている。<sup>(171)</sup>

しかしながら、前述のように継続性の原則は、期間比較性という開示規制の面において、取締役等のアカウンタビリティの遂行についての判断上問題となりうる（たとえば取締役の注意義務違反による会社の損害の発生を覆

い隠し、責任追及の端緒とならないようにする) だけのものではなく、会計処理の方法の変更が配当可能利益の金額を変更してしまう以上、配当規制の面からも問題となる。また、配当が一定期間の資本の拠出に対する報酬である以上、その期間は特定されなければならず、現在株主と将来株主の間の正しい利益衡量のためにも継続性の原則が必要とされる。たとえば、一〇億円のプラントを一〇年間で残存価格ゼロまで償却すると仮定すると、これを定額法で行う場合と定率法で行う場合とでは初年度の償却額に約一億円の差額が生ずることになるが、この差額が会計学的に、また法的に許容されるのは、その方法の継続適用による長期的な近似効果や、その方法の持つ、ある面の合理性のためであって、いずれの方法をとろうと利害関係人の利益に影響を及ぼす程のものではないといえない。<sup>(175)</sup>

また、棚卸資産を低価法から原価法に変更するなどの実例<sup>(176)</sup>では、大幅な利益の増加を作り出すことになつていくことからして、(重要性の原則は働くにしても) トータルで見れば同じであることをもって、一律に法的なレベルでは問題がないというわけにはいかないはずである。<sup>(175)</sup>

3 このようなところからすれば、たとえ変更の旨の注記をしていても、客観的に正当と認められる理由なくして変更した場合には、取締役の対会社責任<sup>(176)</sup>(商法二六六条一項・五号) や対第三者責任<sup>(176)</sup>(二六六条ノ三第一項・第二項) が生ずる可能性があり<sup>(177)</sup>、さらには過料の制裁を受けることもありうる(商法四九八条一項一九号)。

もともと証券取引法上は継続性の原則が認められることについて異論のないところであり<sup>(178)</sup>、証券取引法適用会社については、同法二四條の四が、有価証券発行会社の取締役等に対して、有価証券報告書に不記載のあることを知らずして証券を取得した者に対する損害賠償責任を認めているのであるから、計算書類についての継続性の原則違反の場合に、商法上も取締役等の責任が認められたとしても何らバランスを失することにはならない。

さらに、会計方針の変更が商法二九〇条一項または二九三条ノ五第三項違反をもたらす場合には二六六条一項一号の違法配当や違法中間配当の責任が問われる可能性があり、また、正当の理由のない会計方針の変更により利益操作が行われ、その結果として違法配当がなされた場合には、商法四八九条三号により刑事責任が生ずることもありうるのである<sup>(179)</sup>。

4 なお、継続性の原則に対する違反は、株主総会がそれを承認したとしても、その決議が無効となる場合が考えられる。この点について、否定説の立場では、定款の変更ですら株主総会の特別決議で可能である以上、二つ以上の会計処理の方法が許容されている場合に、その範囲内で方法を変更することが正当な理由がない限り株主総会の決議をもってしても許されないものとするのは、定款変更の場合との均衡を欠き、不当に厳格な制限であつて認められない<sup>(180)</sup>とか、株主総会の承認を得ても、なお違法性が存続するという程度にまで達するような継続性の原則違反というものがあるとは考えられないもの<sup>(181)</sup>とされている。

しかしながら、株主有限責任制度<sup>(182)</sup>のもとでは、会社債権者の利益の保護のために、株主総会の自治はある程度制限されざるをえないのであり、その実態上も継続性の変更による利益額の増減は無視できない規模で存在していることからして、違法な変更によつて作り出した「利益」を配当してしまえば、債権者が害されることもありうるのである。したがつて、継続性の原則に対する違反が、計算書類の内容についての違法性を招き、その結果、合同行為としての株主総会決議が効力要件を欠いて無効になる可能性は存する。

昭和四九年の改正で設けられた二八一条ノ三第二項は、監査役の監査報告書の記載事項について、その第三号で「貸借対照表及損益計算書が法令及定款ニ従ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨」を、第四号で「貸借対照表又ハ損益計算書が法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザ

ルモノナルトキハ其ノ旨及事由」を記載すべき旨規定している。貸借対照表または損益計算書が法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく表示しているか否かは会計監査におけるもつとも重要な結論であるから、三号ではこれが正しく表示されている場合に、その旨を監査報告書に記載すべきことを、四号では正しく表示されていない場合について、違反の事実とともに、その違反の事由をも記載すべきことを定めているのである。

これとは別に、昭和五六年改正により付け加えられた二八一条ノ三第二項五号は「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由」を記載すべきものと規定しており、これと三号または四号との関係が問題となる。この点について、会計処理の方法・手続の変更が利益操作の目的のためであるかまたは会社の財産状態および損益の公正な判断を妨げるおそれがある場合には、五号によりその変更が相当でない旨および理由を記載するにとどまらず、四号の記載事項として貸借対照表または損益計算書の記載が不適法である旨を記載しなければならぬものと解されている<sup>(188)</sup>。また、監査報告書に会計処理の方針の変更が相当でなく、その結果として、貸借対照表および損益計算書の記載が不適法である旨の記載があるにもかかわらず、必要な修正を加えることなく、その承認をする場合には、その承認決議の効力が問題となりうる<sup>(189)</sup>。

このように四号の他に五号を特に規定した理由は、会計方針の変更が違法にまでは至らなくても株主等の注意を促し、ミスリードを防ぐためであると説明されており<sup>(188)</sup>、したがって、これが違法として四号の記載にもなる場合と、そこまでは至らず五号の記載だけにとどまる場合とがありうることになる<sup>(189)</sup>。このように四号に該当しないとしても、五号で相当性を欠くと記載されることについては、そのような情報開示の強制を通して継続性の原則を尊重する方向性を与えるという意味があるものとされている<sup>(189)</sup>。

大隅教授<sup>11</sup>今井教授は、その変更に正当な理由はないが、変更が利益操作を目的とするのではなく、かつ会

社の財産および損益の状況の真実かつ公正な表示に特に支障がない場合には、五号によりその変更が相当でない旨および理由を記載するだけでよく、不適法として四号の記載をする必要はないとする<sup>(188)</sup>。これに対して尾崎教授は、四号意見と五号意見は同質の不当な変更であつて、量的な相違に過ぎないとする<sup>(189)</sup>。すなわち、利益操作の目的がある場合でも五号意見だけで四号意見には至らないこともあれば、その目的がなくても期間比較を著しく損なう変更は四号意見に結びつくのであり、五号意見にとどまる場合もその変更は違反であり、取締役等の責任発生原因となる余地が認められるということになる<sup>(190)</sup>。後者が妥当であろう。

5 さらに、継続性の原則違反の法的効果として昭和五六年改正後は、商法特例法上の大会社については機関権限のレベルでの効果、すなわち、貸借対照表および損益計算書を取締役会限りで確定できるのか、それとも株主総会の承認を要することとされるのかという点が問題となりうる<sup>(191)(192)</sup>。(商法特例法一六条一項)。

この点に関しては、AもBも適法な会計方針であるという場合には、正当な理由なしにAからBに移つたとしても、商法特例法上の大会社において計算書類の確定権限が取締役会から株主総会に移るといふことにはならないとする意見もある<sup>(193)</sup>。しかし、商法二八一条ノ三第二項四号の意見が監査報告書上に記載されていれば、取締役会限りでは確定できないことが明文上明らかであり(商法特例法一六条一項)、これは前述のように変更の理由が相当でない旨の五号意見の延長線上で記載されることもあるから、継続性の原則違反という会計監査人または監査役の判断に、権限の所在というレベルにおける法律上の効果がありうることになる。ただし、五号意見が付されていても三号意見があれば、商法特例法上の大株式会社においては取締役会で計算書類を確定することができ<sup>(194)</sup>。

結 語

常識的にも、利益操作を目的としない会計方針の変更はほとんどありえないと考えられるところであり、有価証券報告書等での会計実務の実態からみても、その事実是否定できない。このような現実が、(継続性の原則を認めることについて異論のない証券取引法下で) 継続性の原則の機能している結果だとすれば、これが商法上も適用されるか否かなどという議論には何らの実益もないことになる。

その原因は、企業会計原則が一般原則の第五に継続性の原則を掲げながらも、当初はその第二項に、その後昭和四九年の修正により注解注3に、正当な理由による変更を許す旨の条項を置いたことにより(さらに商法もこれにならったことにより)、骨抜きとされてしまったことにある<sup>(196)</sup>。ただし、利益操作を動機としていても、しかるべき理由をあげさえすれば、それが正当であるか否かという次元の問題に置き換えられてしまうからである<sup>(197)</sup>。ここに、(特に) 成文化された規範というものが両刃の剣となる怖さを見ることができるといえる。本来、法はフレームワークを画定しているだけであるから、商法に違反しない限り企業は、どのような会計処理を行ってもよいというものではないのである<sup>(198)</sup>が、反対解釈によって、正当な理由のない変更、すなわち「みだりな変更」とさえ評価されない限りは、自由に変更できるというお墨付きが与えられたかのごとき錯覚を起こさせることになってしまったのである。

企業会計制度をわが国に導入し定着させる段階で、企業にとって受け入れやすいものとするために、実務上、より緩やかな基準が求められたという事情も指摘されているところである<sup>(199)</sup>が、少なくとも会計基準に関しても国際化の進んだ今日において、このような現状が経済社会全体の利益を損なう危険性を持つ以上、企業会計原則ないしは会計基準が「あるべき姿」としての「企業会計」を掲げて、もう一度公正な会計慣行をリードするという役割

を果たす必要があると同時に、商法は、会計監査人監査制度の実効性を確保するための対策を積極的に採用していく必要がある。

- (1) 客観的事実の変化による会計処理等の変更、たとえば固定資産が著しく陳腐化した場合の耐用年数の短縮は必然的に要請される変更であるから、継続性の原則の問題ではない(田口秀夫「継続性の変更の類型」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)七二頁)。
- (2) 島原宏明「継続性の原則と商法―立法と学説の変遷をめぐって―」倉澤康一郎先生古希祝賀論文集商法の歴史と論理(平成一五年)所収。
- (3) 上田明信「商法における資産の評価と継続性の原則」企業会計一四巻八号(昭和三七年)四二―四三頁、同「逐条解説株式会社」の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」商事法務研究二七九号(昭和三八年)七頁、西原寛一「大隅健一郎」山下勝治「上田明信」座談会改正商法の疑問点の解明(1)」(上田発言)商事法務研究二五九号(昭和三七年)五頁、黒木正憲・新商法にもとづく会計決算実務(昭和三八年)二五―二六頁、味村治「いわゆる継続性の原則について」法律のひろば一七巻四号(昭和三九年)三四頁、江村稔「味村治」日下部与市「若杉明」竹内敏夫「座談会―『継続性』をめぐる問題点」(味村発言)企業会計二二巻五号(昭和四四年)七七頁。
- (4) 上田明信・改正会社法と計算規則(昭和三九年)五一―五二頁、西原「大隅」山下「上田」(上田発言)前掲(注3)四頁。
- (5) 味村治「継続性の原則に関する法律上の問題」産業経理三一巻一〇号(昭和四五年)二〇―二二頁。
- (6) 上田・前掲(注4)五二―五三頁、味村治「継続性の原則の現実」鈴木竹雄古希記念現代商法学の課題(中)(昭和五〇年)九九四頁、江村「味村」日下部「若杉」竹内(味村発言)前掲(注3)七六―七七頁。
- (7) 味村・前掲(注6)九九三頁、吉田昂「会社の計算規定改正について」商事法務八三四号(昭和四四年)三頁。
- (8) 森川八洲男「制度会計論の基礎(三)」會計一二六巻二号(昭和五九年)一一八頁参照。
- (9) 味村治「田辺明他・新商法と企業会計」(味村発言)(昭和四九年)二二七頁、味村・前掲(注6)一〇一―一〇一六頁。

- (10) 味村・前掲(注6)九九三頁、吉田・前掲(注7)三頁。
- (11) 吉田昂・改正会社法(昭和三八年)一〇二頁。
- (12) 居林次雄「改正商法の計算規定について」ジュリスト七四七号(昭和五六年)一六五―一六六頁。
- (13) 近藤龍司「商法といわゆる継続性の原則」法学研究五二巻二号(昭和五四年)五〇頁。
- (14) 味村・前掲(注5)二〇―二二頁。
- (15) 味村・前掲(注5)二二頁。
- (16) 味村・前掲(注6)九九四頁。
- (17) 味村・前掲(注6)九九三頁、込山芳行「継続性の原則と保守主義による商法会計」富士大学紀要一〇巻二号(昭和五三年)四七頁、吉田・前掲(注7)三頁。
- (18) 森川・前掲(注8)一一八頁、高田正淳「公正な会計慣行と継続性原則―公正な会計慣行の意味と内容」企業会計二五巻九号(昭和四八年)五一頁、内川菊義「継続性の原則と商法計算規定(2)」同志社商学三五巻五号(昭和五九年)六一―七頁参照。
- (19) 新井清光「商法における継続性の意味」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)五六頁、米田巳蔵「継続性原則の重視を―機関投資家の立場から」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)六七頁、百合野正博「継続性の原則の本質に關する一考察」同志社商学三六巻四号(昭和五九年)一一二・一一三頁。木村重義「保守主義と継続性の相克」企業会計九巻一号(昭和三二年)一七一―一八頁参照。
- (20) 森川八洲男「会計処理の継続性(II)」税経通信四五巻三号(昭和四五年)二九―三〇頁。中村忠・新稿現代会計学(二訂版)(平成一〇年)二〇八頁参照。
- (21) 番場嘉一郎||草島清||田辺明||日下部与市||高木清三郎||中村忠||若杉明「緊急座談会企業会計原則の修正方向」(日下部発言)企業会計二二巻一〇号(昭和四五年)九九頁。
- (22) 田中誠二||久保欣哉・全訂新株式会社社会計法第二版(昭和五五年)六三頁。
- (23) 味村・前掲(注5)二〇―二二頁。
- (24) 西川卯之助「継続性の原則と利益の平準化」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)七六―七七頁。



- 年) 六頁。
- (43) ここでの、「資産」は原則として、将来、費用化することにより収益に貢献するものとの理解に基づくものである。
- (44) 森川・前掲(注8)一一八一―一九頁。
- (45) 米田・前掲(注19)六八頁、河合信雄「企業会計原則と商法上の学説―継続性の原則に係して―」立命館経営学一五巻二号(昭和五一年)三四―三五頁、森川・前掲(注34)六五頁、若杉明「継続性の原則―会計方針の変更をめぐる監査報告書記載事項について―」税経通信三六巻二号(昭和五六年)二三〇―二三二頁、内川・前掲(注18)九一―一〇頁、尾崎・前掲(注38)八三頁。
- (46) 番場Ⅱ草島Ⅱ田辺Ⅱ日下部Ⅱ高木Ⅱ中村Ⅱ若杉(日下部発言)前掲(注21)九九頁。森實「会計処理方法の原始選択と継続性」税経通信四九巻六号(平成六年)一三頁参照。
- (47) 若杉明「継続性の原則をめぐる会計の論理と商法の論理」企業会計三四巻八号(昭和五七年)六九―七〇頁。
- (48) 島原宏明「商法における計算書類開示制度の意義」法学研究七三巻二号(平成一二年)三九七頁。倉沢康一郎・新版注釈会社法八七三頁参照。
- (49) 若杉明「制度会計の成立基礎―経理自由の原則について―」會計一一七巻二号(昭和五五年)一六三頁。
- (50) 岩田巖・会計原則と監査基準(昭和三〇年)四三頁以下。尾崎・前掲(注38)四一―四二頁参照。
- (51) 森・前掲(注46)一〇頁。
- (52) 若杉・前掲(注49)一六五頁、同「継続性の原則再考」エコノミア六六号(昭和五五年)一〇四頁、同「制度会計と一般に認められた会計基準」會計一二六巻二号(昭和五九年)六頁。
- (53) 尾崎・前掲(注38)四二頁。
- (54) 尾崎・前掲(注38)四二頁。
- (55) 武田隆二・最新財務諸表論(第六版)(平成一〇年)一〇五一―一〇六頁。田中弘「経理自由の原則は必要か」愛知学院大学論叢商学研究二八巻二号(昭和五八年)三六頁参照。
- (56) もっとも現在ではPOSシステムの発達により、特に手間や費用を掛けずに個別法を採用することも不可能では

- ない。
- (57) 田中・前掲(注55)三八頁。
- (58) 松本傳「会計方針の変更と監査」企業会計四二巻一巻一號(昭和六四年)一九六一一九七頁。
- (59) 岸田雅雄・企業会計法入門(改訂版)(平成二年)五二頁、同「証券取引法、銀行法の改正と時価主義会計の導入」企業会計四八巻一號(平成八年)九〇頁、南川和範「企業の資産評価と商法」崎田直次先生古希記念論文集企業法と金融・会計(平成一二年)一二〇頁、島原宏明「商法における時価会計の意義」法学研究七三巻一號(平成一二年)三一八頁。
- (60) 三枝一雄「昭和三七年商法改正の歴史的意義(一)」法律論叢四七巻二號(昭和五〇年)二四頁。
- (61) この言葉は実にわかりにくい(飯野利夫「継続性の原則をめぐる諸問題―継続性の原則の純化のために―」会計ジャーナル四巻五號(昭和四七年)一六頁)。
- (62) 尾崎・前掲(注38)四三頁。
- (63) 尾崎・前掲(注38)四三頁。
- (64) これに対して、「継続性の変更」を自由に認める立場も存在する(味村・前掲(注6)九九三頁以下)。
- (65) 企業会計原則の中の一般原則五でいう「みだりに」と注解三の「正当な理由」とは表現が異なるが、後者が前者のコメントである以上、表現の仕方は裏表であるが、当然に同意義であり、かつ、昭和五六年改正によって新設された、商法二八一条ノ三第二項五号にいう「相当ナル変更」と一致するものと解されている(岡本信久「商法改正と会計監査人制度の課題」ジュリスト七四七号(昭和五六年)一六〇頁、吉井溥「監査報告書の記載事項と継続性の原則」企業会計三三巻一號(昭和五六年)五七頁)。
- (66) 企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)四一頁。飯野利夫「一般原則」について「産業経理三四巻一〇号(昭和四九年)二〇一二頁参照。
- (67) 企業会計二九巻一號(昭和五二年)六五頁以下。
- (68) 木村重義・要説財務諸表論(改訂版)(昭和三九年)六七頁。
- (69) 田口・前掲(注1)七四頁。

- (70) 伊東敏「会計処理の変更―内容分析と問題点の検討」企業会計四〇巻四号(昭和六三年)四七頁。
- (71) 染谷隆「継続性の変更に関する実務上の問題点」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)五七頁。
- (72) 新井清光他「座談会」継続性の原則を考える―その実態と理論(新井発言)企業会計二九巻一号(昭和五二年)六〇―六一頁。
- (73) 近藤・前掲(注13)五〇頁参照。
- (74) 岡本・前掲(注65)一六〇頁。
- (75) 尾崎安央「会計方針の変更の表示(記載)―商法の立場から」企業会計四〇巻四号(昭和六三年)三〇頁。
- (76) 岡本・前掲(注65)一六〇頁、吉井・前掲(注65)五七頁。
- (77) 新井清光「継続性の変更と正当な理由」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)三五頁参照。
- (78) 内川・前掲(注18)一五頁。
- (79) 内川・前掲(注18)二三頁。
- (80) 若杉・前掲(注52)エコノミア六六号一―三頁。
- (81) 新井・前掲(注77)三二頁。
- (82) 新井・前掲(注77)三二頁、若杉・前掲(注47)七一頁。
- (83) 江村稔||味村治||日下部与市||若杉明||竹内敏夫「座談会―『継続性』をめぐる問題点」(竹内(敏)発言)企業会計二二巻五号(昭和四四年)七九・八〇頁。
- (84) 染谷・前掲(注71)五七頁。
- (85) 田口・前掲(注1)七四頁。
- (86) 江村稔||味村治||日下部与市||若杉明||竹内敏夫「座談会―『継続性』をめぐる問題点」(日下部発言)企業会計二二巻五号(昭和四四年)八二頁。
- (87) 田口・前掲(注1)七四頁。
- (88) 江村||味村||日下部||若杉||竹内(日下部発言)前掲(注86)八二頁。
- (89) 木村重義「『法案要綱』における評価原理―商法の一部改正に関連して―」税経通信一七巻五号(昭和三七年)

- 四頁、河合・前掲(注45)一三一―一四頁。田中誠二・全訂商法総則詳論(昭和五年)三三八頁、倉澤康一郎・商法の基礎(三訂版)(平成五年)一八二頁参照。
- (90) 日下部・前掲(注36)八頁。
- (91) 新井清光他(座談会)「繼續性の原則を考へる―その実態と理論」(酒巻俊雄発言)企業会計二九卷一号(昭和五年)六〇・六八頁。
- (92) 低価主義を具体的に適用するための評価基準を低価基準と呼び、低価基準を實際に適用する方法を低価法という(武田・前掲(注55)二八三頁)。
- (93) 低価法を適用する場合には、棚卸資産の一品目ごとに原価時価比較を行う方法をとるか、棚卸資産の各品目をグループにまとめて、グループごとに原価時価比較を行う方法をとるのが一般的には妥当であるとされる(連続意見書第一の三の1)。
- (94) 染谷・前掲(注71)五七―五八頁。
- (95) 伊東・前掲(注70)四四頁。
- (96) 西山忠範・新版注釈会社法8(昭和六二年)一五三・一五五頁。
- (97) 武田・前掲(注55)二九二―二九三頁参照。
- (98) 現在認められている低価主義は、原価主義と時価主義とを織りませるものではなく、原価主義を徹底的に貫くものであって、棚卸資産原価には将来の營業に關係ありと認められない原価部分は切り捨てられなければならないから、滅失や損傷、陳腐化と同様に、価格水準の下落によつても、物品の原価の完全なる回収の見込は損なわれる以上、その意味での回収不能の原価部分を切り捨てることを要求するものである(番場嘉一郎「低価主義は評価原則たりうるか」山下勝治編・會計の論理・商法の論理(昭和三六年)五七頁)。ただし、破損や品質低下、陳腐化の場合は永久に回復されることがないのに対して、期末時価の下落は原価の不回収を意味しない(渡邊進「原価主義と低価主義―商法改正試案に寄せて―」山下勝治編・會計の論理・商法の論理(昭和三六年)一五三頁)。
- (99) 西山・前掲(注96)一五四頁。
- (100) 鈴木・矢沢他(田中(誠)発言)前掲(注28)一一〇頁。西山・前掲(注96)一五四頁参照。

- (101) 木村・前掲(注89)四頁、黒澤清「経理監査」経営法学全集一〇巻経理・税務(昭和四三年)八五頁、吉永栄助  
飯野利夫監修・会社の計算上巻(吉永執筆部分)(昭和四九年)二四頁、會田義雄「企業会計法における財産評価規  
定」体系近代会計学Ⅺ(昭和五七年)七八頁、田中誠二〓山村忠平・五全訂コンメンタール会社法(平成六年)一〇  
八一頁。
- (102) 西原寛一〓大隅健一郎〓山下勝治〓上田明信「座談会改正商法の疑問点の解明(1)」(山下発言)商事法務研究  
二五九号(昭和三七号)五一六頁、河合・前掲(注45)三一―三三頁。
- (103) 河合・前掲(注45)三一―三二頁。
- (104) 岩村一夫「監査報告書における継続性変更の実態」会計ジャーナル四巻五号(昭和四七年)三九頁参照。
- (105) 浦野晴夫・企業会計要論―企業会計原則と商法・税法の総合的検討―(第二版)(平成四年)一五七頁、田中〓  
山村・前掲(注101)一〇七七頁、武田隆二・会計学一般教程(第四版)(平成一三年)一八六頁。
- (106) 中村・前掲(注20)八一頁。
- (107) 染谷・前掲(注71)五七頁。
- (108) 井上良二・財務会計の基礎理論(改訂二版)(平成四年)一八八―一八九頁参照。
- (109) 浦野・前掲(注105)四七頁。
- (110) 浦野・前掲(注105)一五七頁。
- (111) 近藤・前掲(注13)五〇頁。
- (112) 納谷和男「継続性の変更に関する監査意見の実態」企業会計二六巻一〇号(昭和四九年)四八頁、中居文治「繼  
続性の原則について―わが国の企業会計制度の一考察―」オイコノミカ三巻二号(昭和五一年)一〇九―一一四頁参  
照。
- (113) 近藤・前掲(注13)四九頁参照。
- (114) 伊東・前掲(注70)四一頁参照。
- (115) 伊東・前掲(注70)四七頁。
- (116) 新井清光「企業会計の一般原則」黒澤清〓番場嘉一郎監修・体系制度会計Ⅰ(昭和五三年)一三四―一三九頁。

- (117) 実際にもっとも多く会計処理の変更の対象となっているのは、有形固定資産の減価償却方法の変更であり、特に機械装置等の償却は、企業の好況期には早期費用化の定率法を採用しており、不況期には定額法に変更することが多いようである(岩村・前掲(注104)三九・四〇頁)。
- (118) 新井・前掲(注116)一三八頁。
- (119) 岩村一夫・監査報告書の実態分析(昭和四六年)九四―九五頁。
- (120) 岩村・前掲(注104)四一―四二頁参照。
- (121) 岩村・前掲(注104)四二頁参照。
- (122) 岩村・前掲(注104)四二頁。
- (123) 江村||味村||日下部||若杉||竹内(日下部発言)前掲(注86)八二頁。
- (124) 岩村・前掲(注104)四三頁。
- (125) 岩村・前掲(注104)四三頁。
- (126) 伊東・前掲(注70)四三頁。
- (127) 伊東・前掲(注70)四三―四四頁。
- (128) 諸外国の事情も同様であるとされる(番場||草島||田辺||日下部||高木||中村||若杉(日下部発言)前掲(注21)九九頁)。
- (129) 新井清光・新版財務会計論(第四版)(平成一〇年)四四―四五頁。
- (130) 桜井久勝「注記事項の役割・機能と問題点」企業会計三九巻二二号(昭和六二年)二四頁。
- (131) 江村||味村||日下部||若杉||竹内(日下部発言)前掲(注86)八二頁、番場||草島||田辺||日下部||高木||中村||若杉(日下部発言)前掲(注21)九九頁。
- (132) 尾崎・前掲(注75)三〇頁。なお、一九九〇・一九九一年度の決算報告に対して、大蔵省(当時)が、継続性の変更に、それに基づく財務諸表上の注記や監査人の対応に対して、①変更に伴う所定の注記が適切に行われていない、②会計処理方法の変更内容に疑問が持たれる、③会計処理方法を頻繁に変更している、④財務諸表への影響の度合が大きく、その変更の正当性が明らかでない等の理由で、訂正等の是正措置を求めたため、それ以後、「有形固定資産

- の減価償却方法については、期間損益のより適正化を図るため、当期より定率法から定額法に変更した」というような簡略でかつ理由にならない理由付けによる変更は困難になっている(山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚・日本の企業会計の形成過程(平成六年)四八―四九頁)。
- (133) 新井・前掲(注129)四五頁。
- (134) 新井清光「計算書類等の監査」會計一九卷六号(昭和五六年)三五頁、同・企業会計原則論(昭和六〇年)一八頁。
- (135) 新井・前掲(注116)一四一頁。
- (136) 森・前掲(注46)一三頁。
- (137) 若杉・前掲(注52)九一―一〇頁。松尾隼正・柴健次・日本企業の会計実態(平成一年)一九〇―一九三頁参照。
- (138) 上田・前掲(注3)四二頁。
- (139) 貸借対照表または損益計算書に会計方針の変更の注記を要求する商法施行規則四五条二項や、附属明細書に会計方針の変更の理由を記載すべき旨を規定する同規則一〇六条二項、あるいは監査報告書に変更の相当性を記載することを要求する商法二八一条ノ三第二項五号の存在は、継続性の原則の適用を前提とするものとして、肯定説を間接的に補強することになる(宮島司・会社法概説(第三版)(平成一四年)三四九頁)。
- (140) 商法三二条二項に関する学説の詳細については、島原・前掲(注2)参照。
- (141) 矢沢惇・商法改正の諸問題(昭和四五年)一七頁。同旨・並木俊守・改正商法(案)の逐条解説(昭和四八年)一八頁、大隅健一郎・商法総則(新版)(昭和五三年)二一九頁、高島正夫・商法総則商行為法(改訂版)(昭和五七年)一〇八一―〇九頁。
- (142) 田中誠二「商法改正要綱案の問題点」商事法務研究五二〇号(昭和四五年)八頁、同・前掲(注89)三二一頁。同旨・吉井・前掲(注65)五五頁、近藤龍司・商行為法概説(改訂版)(昭和六三年)一一七頁。
- (143) これ以外にも、商法三二条二項は公正な会計慣行を商慣習法として包括的に認めたのに近いという理解の下に、確立した会計慣行のみを慣習として認めればよく、まだ実施されていないけれども、近く実行される見込が確実な会計基準については、その会計基準が公正なものと認められる場合には、商法三二条二項を類推適用して構わないとす

- る説もある（服部栄三・商法総則（第三版）（昭和五八年）三五二・三五三頁）。
- (144) 田中（誠）・前掲（注142）九頁、同・前掲（注89）三二五頁、日下部與市「会計慣行に関する斟酌規定の意味するもの」産業経理三〇巻五号（昭和四五年）六一頁、高松和男「公正な会計慣行と会計原則」企業会計二五巻九号（昭和四八年）四一頁、酒巻俊雄・改正商法の理論と実務（昭和四九年）一三三頁、大隅・前掲（注141）二二〇頁、高鳥・前掲（注141）一一〇頁、鴻常夫・商法総則補正第二版（昭和五八年）二三七頁、服部・前掲（注143）三五二・三五三頁。
- (145) 日下部・前掲（注144）六一頁、忠佐市・企業会計法の論理（昭和五二年）一九五頁参照。
- (146) 田邊明「商法の一部を改正する法律案要綱案について」商事法務研究五一七号（昭和四五年）三頁、矢沢・前掲（注141）二七頁、酒巻・前掲（注144）一三〇頁、田中（誠）・前掲（注89）三二三頁、大隅・前掲（注141）二一九頁、服部・前掲（注143）三五一頁、鴻・前掲（注144）二三七頁。
- (147) 田中（誠）・前掲（注142）八頁、同・前掲（注89）三三三頁、日下部・前掲（注144）六一頁、並木・前掲（注141）一八頁、竹中正明「商法計算書類における継続性の変更」企業会計二六巻一〇号（昭和四九年）六二一・六三頁、大隅・前掲（注141）二九一・二二〇頁、高鳥・前掲（注141）一〇九頁、服部・前掲（注143）三五一頁、大森忠夫・新版商法総則・商行為法（昭和六一年）一〇四頁、居林次雄「商法の計算規定の在り方」帝京法学二二巻二号（平成一四年）九〇頁。
- (148) 並木・前掲（注141）一八頁、田中（誠）・前掲（注89）三二四頁、大隅・前掲（注141）二一九・二二〇頁、高鳥・前掲（注141）二〇九頁、大森・前掲（注147）一〇四頁、南川和範『企業会計原則』の法源性」大学院研究年報（法学研究科篇・中央大学）二〇号（平成三年）六二頁。
- (149) 忠・前掲（注145）二三四頁、近藤・前掲（注13）四八頁、南川和範「計算処理・表示」戸田修三古稀記念戦後株式会社法改正の動向（平成五年）二九六頁。
- (150) 証券取引法と商法の監査基準を一致させるという昭和四九年改正の立法目的からして、企業会計原則の修正によって商法との間の相違点が一掃されるという前提が充たされるならば、「公正ナル会計慣行」は企業会計原則と事実上一致することになるとする見解もある（田邊・前掲（注146）三頁）。
- (151) 倉澤康一郎・会社法改正の論理（平成六年）二八八・二八九頁。
- (152) 倉澤・前掲（注151）二八九頁。

- (153) 高田・前掲(注18)四八頁、酒巻・前掲(注14)一三一頁、大隅・前掲(注14)二二〇頁、大森・前掲(注14)一〇四頁、高鳥・前掲(注14)一〇九頁。このような考え方に対し疑念を表すものに、岡野谷知広「商法会計における企業会計原則の役割」東京弁護士会・会社法部二〇周年記念改正会社法の基本問題(平成一五年)二二七頁がある。
- (154) 竹内昭夫・改正会社法解説(昭和五六年)一八八頁。
- (155) 山村忠平・新商法による株式会社監査(昭和五〇年)二〇八頁、田中(誠)・前掲(注89)三五一一三五三頁、並木俊守・企業会計法論(昭和五三年)七三頁等。
- (156) 証券取引法一九三条を根拠として企業会計原則が一般に公正妥当と認められるところのものを要約したものとされている以上、一般法としての商法に対して証券取引法は特別法という性格を持つものだから、商法三二条二項の解釈に当たって、当然企業会計原則は証券取引法一九三条を介して、公正な会計慣行の一つになっているという解釈も可能であるとする意見もある(河本一郎||武田隆二「対談」会計と法制(武田発言)企業会計二八巻一号(昭和五一年)五四頁)。
- (157) 味村・前掲(注6)九九四頁、吉田・前掲(注7)三頁。
- (158) 味村||田辺他(味村発言)前掲(注9)二一七頁、近藤・前掲(注13)四八頁。
- (159) 味村・前掲(注6)一〇一五―一〇一六頁。
- (160) 飯野・前掲(注66)二〇頁。
- (161) 近藤・前掲(注13)四五頁。
- (162) 若杉・前掲(注52)七一八頁。
- (163) 味村・前掲(注6)九九四頁。
- (164) 稲葉威雄「計算書類作成の基準」商事法務八六一号(昭和五五年)一〇一一頁。
- (165) 稲葉・前掲(注164)一〇一一頁、元木伸「商法等の一部を改正する法律の概要(中・三)」商事法務九一一号(昭和五六年)一二頁。酒巻俊雄「改正商法の論点解明―計算・公開」企業会計三三巻九号(昭和五六年)九七頁、同「会社の計算・公開」堀口巨||酒巻俊雄編・改正会社法詳説(昭和五八年)二二七頁、吉井・前掲(注65)五七頁、尾崎・前掲(注75)三一頁参照。

- (166) 竹内・前掲(注154)一八九頁。
- (167) 内川菊義「継続性の原則と商法計算規定(1)」同志社商学三五巻四号(昭和五八年)一五頁。
- (168) 百合野・前掲(注19)一一九―一二〇頁、尾崎・前掲(注38)五七頁参照。
- (169) 企業会計原則の役割の一つが、法規範を包摂した社会規範として、その整備に指針を与えること(高松・前掲(注14)(四四頁)にあるのはたしかである。
- (170) 番場||草島||田辺||日下部||高木||中村||若杉(日下部発言)前掲(注21)九九頁。
- (171) 番場嘉一郎「企業会計原則審議会報告主文および一般原則の修正について」企業会計二二巻二号(昭和四五年)三五頁。
- (172) 尾崎・前掲(注38)八五頁。
- (173) 岩村・前掲(注104)三九頁参照。
- (174) 日下部・前掲(注36)四頁参照。
- (175) 百合野・前掲(注19)一一八―一二〇頁。
- (176) 企業会計原則が合理的かつ公正な会計の基準として定められているもの以上、それが実質的な商法になろうとなるまいと、会社はそれを基準(行為規範)として計算を行うべきであり、もしそれに反した計算を行えば、それは不公正な会計処理であって、仮に違法とはいえないとしても、そのことよって会社に損害を被らせたときには、それを行った取締役が、忠実義務違反として責任を負うことはありうるのである(倉澤・前掲(注15)二八九―二九〇頁)。
- (177) 田中(誠)・前掲(注89)三五五頁、同・三全訂会社法評論下巻(平成六年)七五三頁、岸田雅雄「不実の情報開示―商法二六六条ノ三IIを含む―」森本滋||川濱昇||前田雅弘編・企業の健全性確保と取締役の責任(平成九年)四二八―四二九頁。
- (178) 岸田・前掲(注177)四二九頁。
- (179) 吉井・前掲(注65)五八―五九頁。
- (180) 味村・前掲(注6)九九四頁。

- (181) 中島省吾 || 竹内昭夫 || 倉沢康一郎 || 稲葉威雄 || 工藤吉郎 || 村山徳五郎 || 新井清光「(座談会) 商法・特例法の改正と今後の企業会計法制」(稲葉発言) 企業会計三三卷九号(昭和五六年) 一四一頁、服部栄三・基本法コンメンタル会社法 2 (第三版) (昭和五九年) 八七―八八頁。
- (182) 尾崎・前掲(注 38) 八五頁。
- (183) 元木・前掲(注 165) 一二頁、大隅健一郎 || 今井宏・会社法論中巻(第三版) (平成四年) 三六一頁、田中(誠) || 山村・前掲(注 101) 一〇五二頁。
- (184) 大隅 || 今井・前掲(注 183) 三六二頁。なお、尾崎教授は、四号意見が付された計算書類は違法なものと評価され、これを承認した総会決議も無効になるとされる(尾崎・前掲(注 38) 九二頁)。
- (185) 元木・前掲(注 165) 一二頁、田中(誠) || 山村・前掲(注 101) 一〇五三頁。
- (186) 友杉芳正「重要な会計方針の変更と適法性監査」名古屋商科大学論集二七卷一号(昭和五七年) 二九三―二九四頁、元木・前掲(注 165) 一二頁、片木前掲(注 38) 六〇頁、田中(誠) || 山村・前掲(注 101) 一〇五三頁。
- (187) 田中(誠) || 山村・前掲(注 101) 一〇五二頁、尾崎・前掲(注 38) 九二頁。
- (188) 大隅 || 今井・前掲(注 183) 三六一頁。
- (189) 尾崎・前掲(注 38) 九二―九三頁。
- (190) 尾崎・前掲(注 38) 九三頁。
- (191) 中島省吾 || 竹内昭夫 || 倉沢康一郎 || 稲葉威雄 || 工藤吉郎 || 村山徳五郎 || 新井清光「(座談会) 商法・特例法の改正と今後の企業会計法制」(竹内(昭) 発言) 企業会計三三卷九号(昭和五六年) 一三九頁。
- (192) この会計監査の意見報告に関しては、(特に会計監査人の場合) 適法性のみならず適正性の意見報告もするべきか否かについての争いがあるところであるが、商法上はいわゆる適正性の意見は、商法と証券取引法の両監査の実質的一元化という立法趣旨からして、公正な会計慣行を斟酌し、会社の財産および損益の状況を明らかに示すか否か(商法三二条一項)の問題として適法性の意見の中に含まれるものと解される(田中(誠) || 山村・前掲(注 101) 一〇五一頁) から、証券取引法監査における適正意見と三号の適法意見とは実質的に同一である(飯野利夫「適正性と適法性」会計ジャーナル六卷六号(昭和四九年) 九一頁、片木・前掲(注 38) 五八頁)。

- (193) 中島||竹内||倉沢||稲葉||工藤||村山||新井(稲葉発言) 前掲(注181)一三八頁。
- (194) 大隅||今井・前掲(注183)三六一頁、尾崎・前掲(注38)九一頁。この点について、(立法論として)五号に否定的な意見が記載されたときは株主総会の承認を必要とするべきであるとする意見もある(村山徳五郎「会計監査人監査に関する諸問題」會計一九卷六号(昭和五六年)八八頁)。
- (195) 渡辺実「商法監査の設定をめぐる背景の認識」会計ジャーナル七卷四号(昭和五〇年)四二頁、中居・前掲(注112)一〇六頁、蓮井良憲「会計方針の変更と監査役監査意見」監査役一四七号(昭和五六年)八頁、新井・前掲(注134)三五頁。高田・前掲(注18)五一頁参照。
- (196) 三枝・前掲(注60)二三頁。
- (197) もっともらしい理由を付さずに正直に利益を圧縮するとしてなされる操作が許容されないことと、「財務の健全性」とか「事務の合理化」などといった政策的判断に基づいて利益を圧縮する型の変更が正当な経理として許容されることとの間には矛盾がある(尾崎・前掲(注75)三〇頁)。
- (198) 倉澤・前掲(注89)一七九―一八〇頁。
- (199) 山地||鈴木||梶原||松本・前掲(注132)七七―七八頁。